

令和7年度第2回守谷市総合教育会議 次第

日 時 令和8年2月12日（木）

午後4時から

場 所 守谷市役所 ミーティングルーム

1 市長あいさつ

2 教育長あいさつ

3 協議事項

（1）協議

①守谷市不登校対策基本方針（案）について【教育指導課】

②守谷市業務量管理・健康確保措置実施計画（案）について【教育指導課・学校教育課】

③2026守谷市教育改革案「もりやビジョン2026」について【教育指導課】

4 報告事項

（1）報告

①教育委員会事務局の執務室及び総合教育支援センターの移転について【教育委員会】

5 閉 会



守谷市不登校対策基本方針 (案)

令和8年2月

守谷市不登校対策検討委員会

目次

不登校対策基本方針策定の趣旨	3
----------------	---

第1章 不登校対策の現状と課題

1 国の動向	5
2 本市における現状	6
(1) 不登校児童生徒数の推移	6
(2) 不登校の要因	11
(3) 不登校児童生徒への支援状況	17
(4) 児童生徒・保護者へのアンケート調査	18
3 これまでの取組と成果・課題	27
(1) 本市の不登校対策の取組	27
(2) 学校および教育委員会の主な取組	29
(3) 学校内外の具体的な取組	30
(4) 今後に向けて	35

第2章 不登校対策の基本的な考え方と

具体的な取組

1 基本方針	37
2 取組の目標・方策・方向性	38
(方策1) 魅力ある安全・安心な学校づくりの推進	39
(方策2) 複層的な学びの支援	41
(方策3) チームで支え合う支援体制の構築	45
3 連携・協力体制	48
4 推進と管理	49

参考資料	50
------	----

参考資料「学びの多様化学校」	52
----------------	----

不登校対策基本方針 策定の趣旨

不登校対策基本方針策定の趣旨

本市では、「新しい時代をたくましく生きぬく人づくり」を教育目標に掲げ、児童生徒一人ひとりが自らのよさや可能性に気付き、自己肯定感を育みながら、多様な人々と協働し、未来を切り拓く力の育成に取り組んできました。

一方、近年、小・中・高等学校における不登校児童生徒は全国的に増加しており、その背景や要因は多様化・複雑化しています。本市においても、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、教育における重要な課題となっています。

不登校支援において重要なのは、単に「学校に登校すること」を目標とするのではなく、児童生徒一人ひとりが安心して学び、自らの将来や生き方を主体的に考え、社会的自立へとつなげていくことを支える視点です。不登校は、誰にでも起こり得るものであり、その状況や背景を丁寧に受け止め、児童生徒に寄り添った支援を行うことが求められます。

また、児童生徒が「学びたい」と思ったときに、学校内外の多様な学びや支援につなげることができる体制を、あらかじめ整えておくことが不可欠です。こうした考えのもと、守谷市教育委員会は、「誰一人取り残されない学びの保障」の実現を目指し、本市における不登校対策を総合的かつ計画的に推進するため、本基本方針を策定しました。

本市では、これまでも児童生徒一人ひとりの状況に応じた不登校支援に取り組んできましたが、不登校児童生徒数の増加や支援ニーズの高度化を踏まえ、取組の在り方を改めて整理・強化する必要があります。

今後は、教育委員会のみならず、市長部局や関係機関・団体等と連携し、総合的な不登校対策を推進していきます。本基本方針に基づき、その取組の検証と改善を行いながら、「学校教育改革プラン」や「未来のもりやビジョン」に位置付けた具体的施策として、不登校対策を着実に実行していきます。



守谷市教育目標

<未来のもりやビジョン>

新しい時代をたくましく生きぬく人づくり

～時代の壁を乗り越えて、
守谷はこれからもウェルビーイングな教育を目指します～

ビジョン

2026-2030



- 01 確かな学力の育成
- 02 豊かな心を育む教育の推進
- 03 健康と体力を育む教育の推進
- 04 地域とともにある学校作り

第 1 章

～不登校対策の現状と課題～

I 国の動向

令和元年には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年 10 月 25 日付け元文科初第 698 号)が発出され、「学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立をすることを目指す必要があること」が支援の基本的な視点として示されました。

また、令和5年には、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」が取りまとめられ、学びの多様化学校(不登校特例校)の設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充、早期把握・早期対応の重要性が示されています。

国のこれらの動向は、不登校を個人の問題として捉えるのではなく、社会全体で支えるべき課題として位置付け、学校内外の多様な学びや支援を保障する方向へと大きく転換していることを示しています。

文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」*1(以下、文部科学省「問題行動調査」という。)によると、不登校*2児童生徒数は近年増加の一途をたどり、令和5年度には過去最多となるなど、全国的に深刻な状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、平成28年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」*3が制定されました。この法律では、不登校児童生徒等に対し、国や地方公共団体が多様な教育機会の確保に努めることが明確に位置付けられています。

さらに、同法に基づき策定された国の基本方針では、「不登校は取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮し、また、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うこと」が示されています。



*1 生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資することを目的に、文部科学省において毎年実施される調査のこと。

*2 「不登校」は、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)」と定義されている。

*3 「文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるものとする。

2 本市における現状と課題

(1) 不登校児童生徒数の推移 【比較:年度別守谷市】

現状

「守谷市立小・中学校における不登校等調査」*4（以下、守谷市「不登校等調査」という。）における令和6年度の不登校児童生徒数は227人（小学校97人、中学校130人）であり、10年前の平成26年度と比較すると、小学校では約3.7倍、中学校で2.5倍に増加しています（図1）。

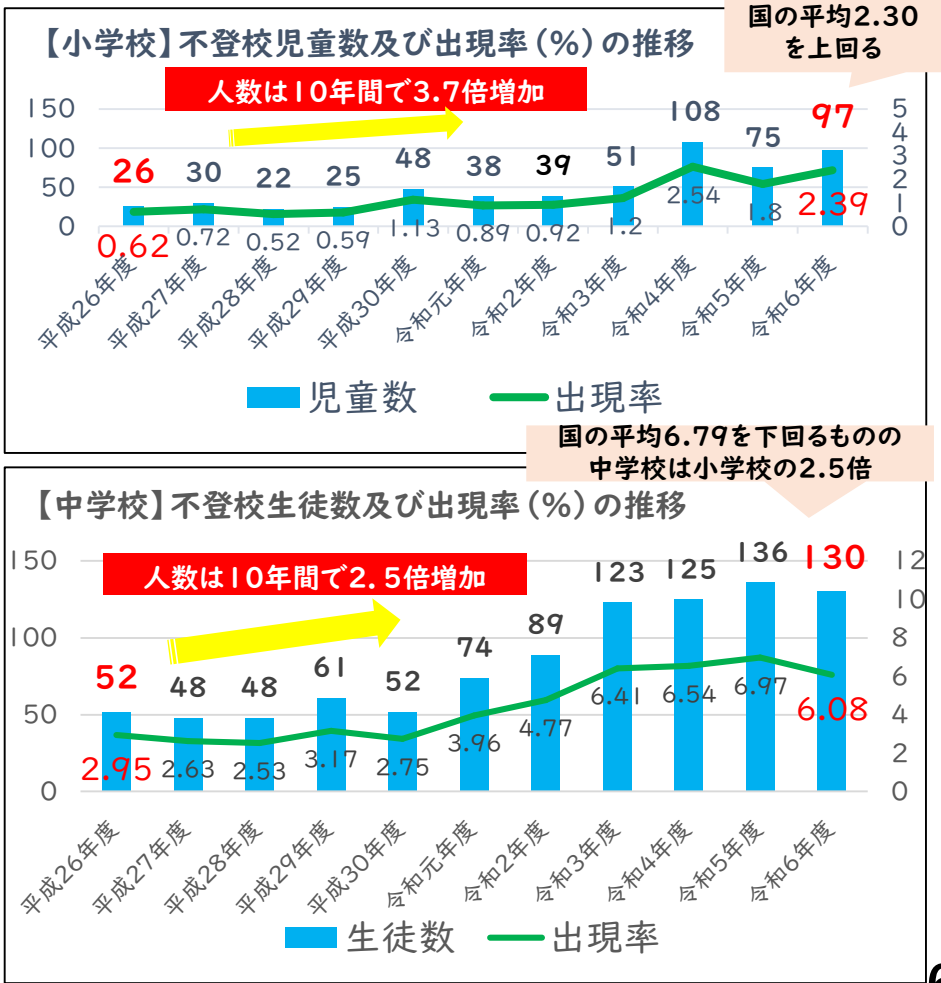
不登校の出現率についても上昇が続き、令和6年度は小学校で2.39%、中学校で6.08%です。特に中学校の出現率は小学校の約2.5倍にあたり、不登校が中学校段階で顕著に増加しています。

課題

不登校は一部の児童生徒に限られた課題ではなく、学校全体で対応すべき課題となっています。

*4 守谷市における不登校等児童生徒数の現状を把握することを目的に、毎月実施される調査のこと。

図1 守谷市における不登校児童生徒数及び出現率



※資料:守谷市「不登校等調査」

(1) 不登校児童生徒数の推移 【比較：全国・茨城県・守谷市】

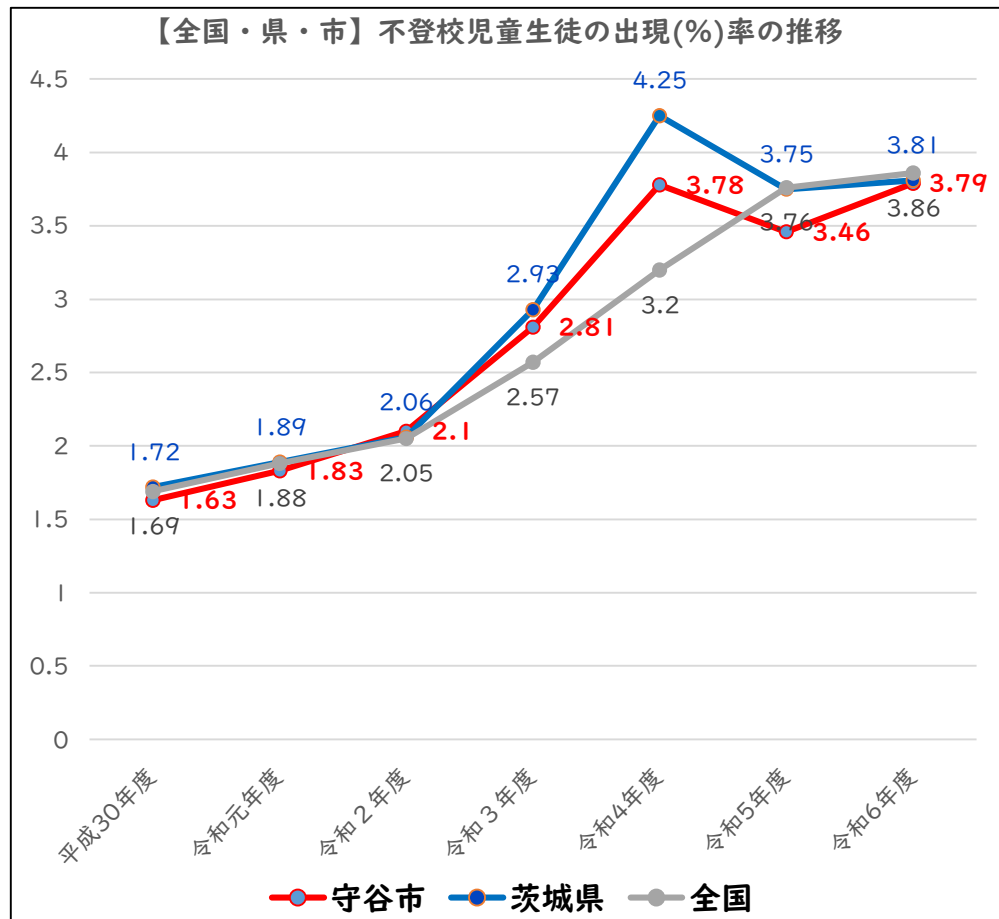
現状

本市の不登校出現率は全国平均と同程度で推移し(図2)、増加しています。これは、不登校を問題行動と捉えず、児童生徒の状況や背景に配慮する考え方が社会的に定着してきたことも一因と考えられます。

課題

今後は、不登校児童生徒の増加という「結果」だけでなく、その背後にある「登校しづらさを感じている児童生徒」も含め、未然防止及び早期からの適切な支援を行っていくことが重要です。

図2 全国・茨城県・守谷市における不登校児童生徒の出現率



(2) 不登校児童生徒数

【比較：学年別（小学校）】

現状

不登校児童数は、学年が進むにつれ徐々に増加していきます。特に、小学校4年生を境に、増加率が高くなります。過去5年間では、小学校6年生の不登校児童数が最も多く、小学校1年生の約4倍に達しています(図3)。

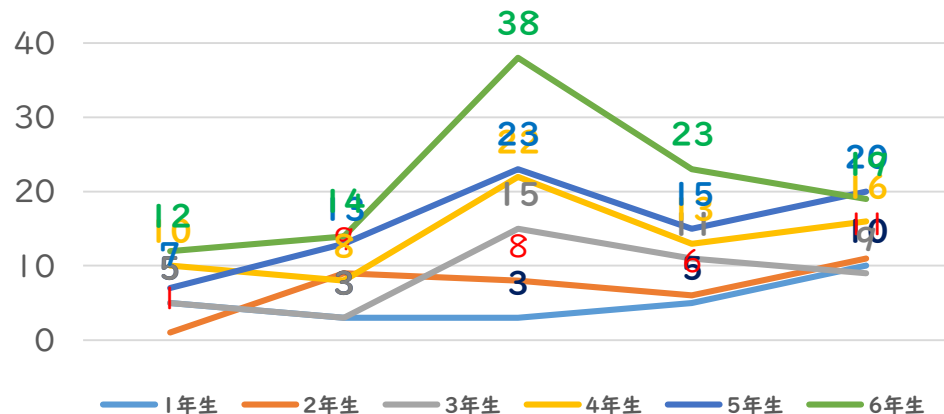
令和4年度の不登校児童数が前年度の約2倍になっているのは、コロナ禍の影響が顕著であると考えられます。

課題

令和6年度では、小学校1・2年生の不登校児童数も増加しており、不登校の低年齢化が進んでいます。入学や進級といった環境の変化に十分対応できないまま、不安や行き渋りが長期化するケースも見られることから、幼稚園・保育園等との接続や低学年段階での早期支援が重要です。

図3 守谷市における学年別（小学校）不登校児童生徒数

【小学校】不登校児童数（欠席日数30日以上）



	R2	R3	R4	R5	R6	合計
1年生	5	3	3	5	10	26
2年生	1	9	8	6	11	35
3年生	5	3	15	11	9	43
4年生	10	8	22	13	16	69
5年生	7	13	23	15	20	78
6年生	12	14	38	23	19	106
合計	40	50	109	73	85	357

※資料：守谷市「不登校等調査」

(1) 不登校児童生徒数の推移

【比較：学年別（中学校）】

現状

小学校段階と比べ、不登校生徒数が大きく増加しています。特に中学1年生では、小学校6年生と比較すると増加しており、進学に伴う環境の変化や学習・生活リズムの変化による「中1ギャップ」の影響が大きいと考えられます。

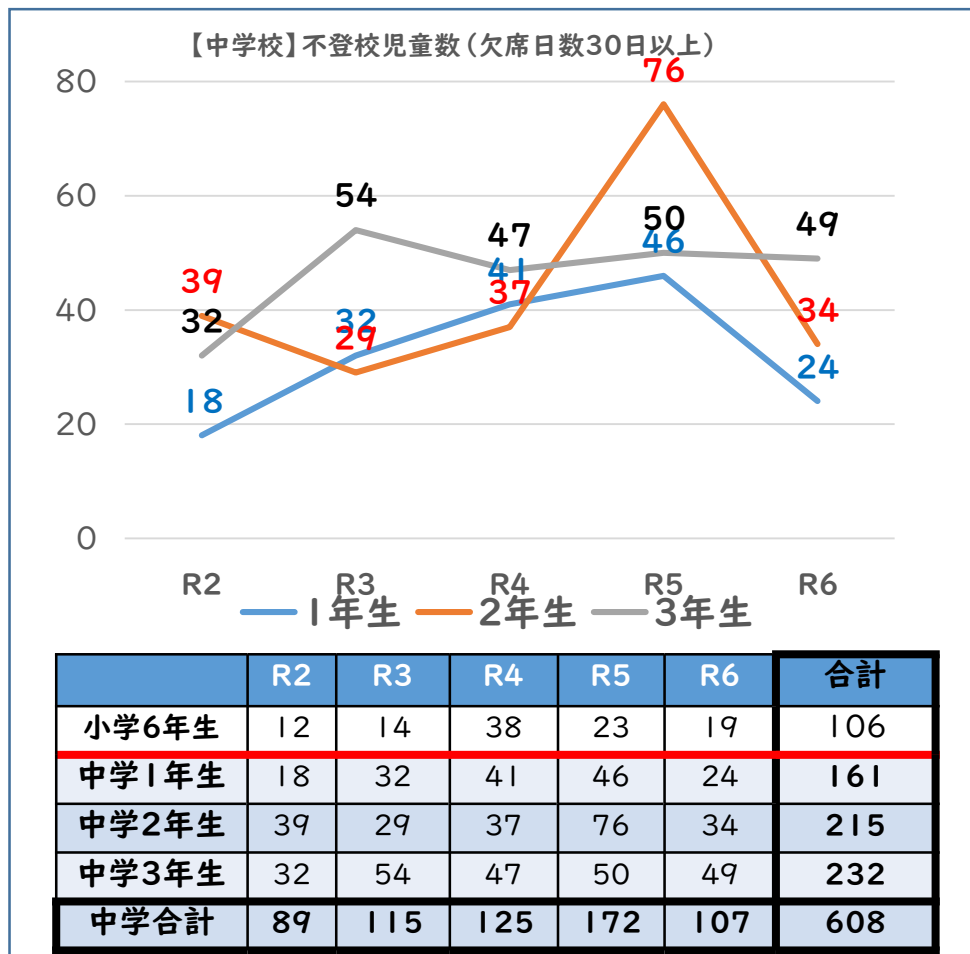
さらに、中学3年生における不登校生徒数は最も多く、進路選択や受験に対する不安、不登校の長期化・固定化が影響していると推察されます。

令和6年度の不登校生徒数は、前年度から約4割減となっています。これは、令和4年度に設置した校内フリースペースの活用が定着したためと考えられます。

課題

中学校段階では、早期対応に加え、継続的で切れ目のない丁寧な支援を行っていくことが重要です。

図4 守谷市における学年別（中学校）不登校児童生徒数



※資料：守谷市「不登校等調査」

(1) 不登校児童生徒数の推移

【比較：欠席日数別】

現状

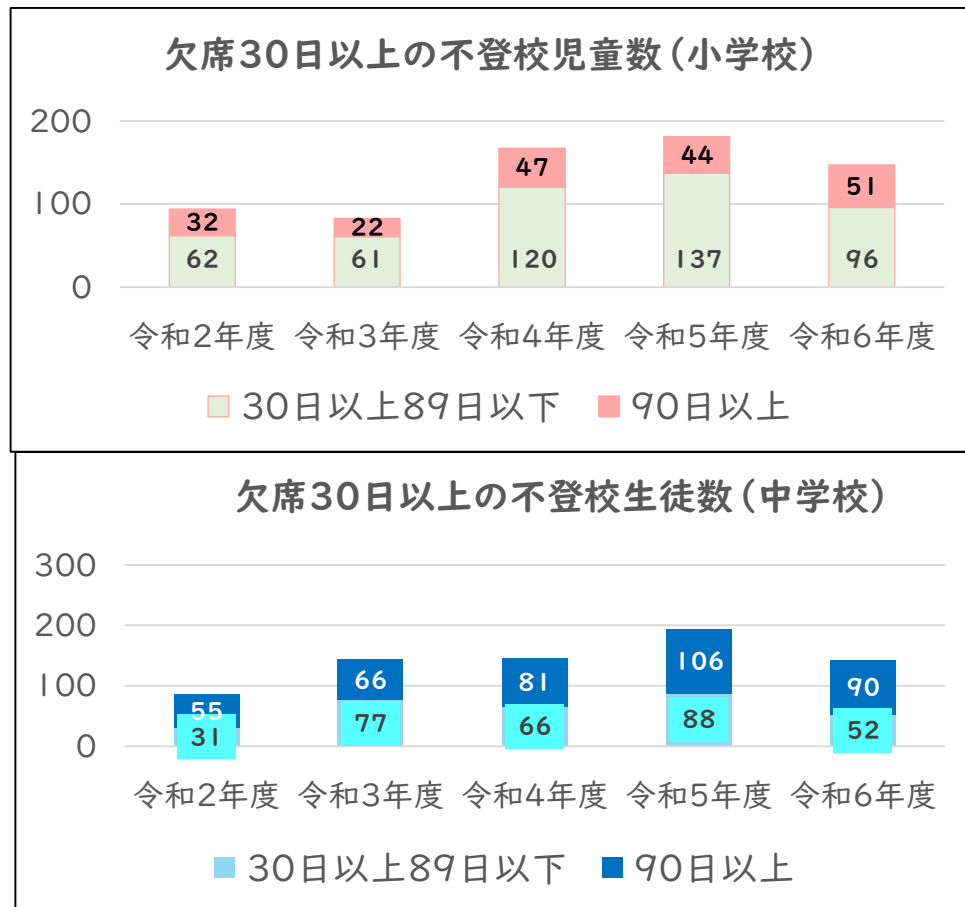
欠席日数別では、中学校において不登校の長期化が顕著です。令和2年度から令和6年度まで推移を比較すると、小学校では「90日以上欠席」の児童が不登校者数全体の約3割にとどまっているのに対し、中学校では5～6割を占めており、欠席が長期化しやすい傾向が明確です。

特に令和5年度には、中学校における90日以上の欠席者数が小学校の約2.4倍となっており、不登校が一定期間を超えると、再登校や学習の再開がより困難になる状況がうかがえます(図5)。この背景には、思春期特有の心理的要因に加え、学習内容や評価への不安、将来への見通しのもちにくさなどが重なり、問題が複雑化・固定化しやすい中学校段階の特性があると考えられます。

課題

中学校段階において、欠席日数が90日以上という更なる長期化への対策を強化するとともに、継続的に関わりを続ける支援体制の構築が不可欠です。

図5 守谷市立小・中学校における年間30日以上欠席の不登校児童生徒数



(2) 不登校の要因

【比較：小学校・中学校別】

現状

不登校の要因は、単一の理由で説明できるものではありませんが、国および本市の調査結果から、一定の傾向は見られます。文部科学省「問題行動調査」と同様、本市「不登校等調査」においてもその主たる要因として「無気力・不安」が多く挙げられ、不登校が心のエネルギーの低下や心理的負担と関係していることが考えられます(図6)。

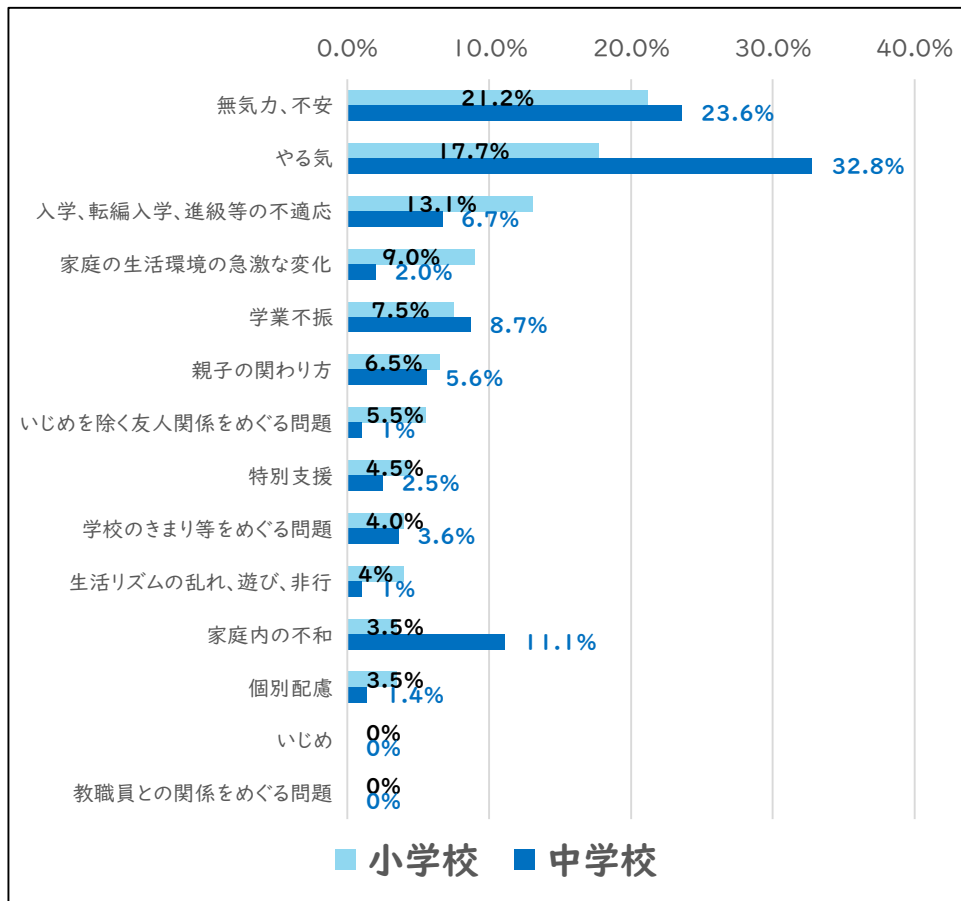
小学生では、「入学・転編入学・進級等の不適応」や「家庭の生活環境の変化」など、環境変化に起因する要因の割合が高く見られます。これは、生活環境や人間関係の変化に対する不安が、登校しづらさにつながりやすいことを示しています。一方、中学生では、「やる気が出ない」と「無気力・不安」、「家庭内の不和」に関する要因の割合が高く、心理面・生活面の課題がより顕在化しています。

課題

このことから、不登校支援においては、小学校段階では環境調整や安心できる関係づくりを重視し、中学校段階では心理的な不安や無気力に寄り添った継続的支援を行うなど、発達段階に応じた支援の工夫が必要です。

図6 令和6年度守谷市立小中学校における不登校の要因(主たるもの)

※本人や保護者の相談により把握した事実



※資料：守谷市「不登校等調査」

(2) 不登校の要因

【登校しづらさのきっかけ】

現状

アンケートから、「登校しづらい」と感じたきっかけとして、小・中学生ともに最も多かったのは「友だちのこと」、次いで「クラスの雰囲気」が挙げられています。このことから、学校生活における人間関係や集団環境が、児童生徒の心理的負担に直結している実態が明らかになりました(図7)。

特に小学生では、「友だちのこと」を挙げた割合が中学生の1.5倍となっており、対人関係のつまずきが、そのまま登校意欲の低下につながりやすい傾向が見られます。

一方、中学生では、「家の方が面白い」「体調」などの回答割合が小学生より高く、思春期特有の心理的変化や生活リズムの乱れが影響していると考えられます。

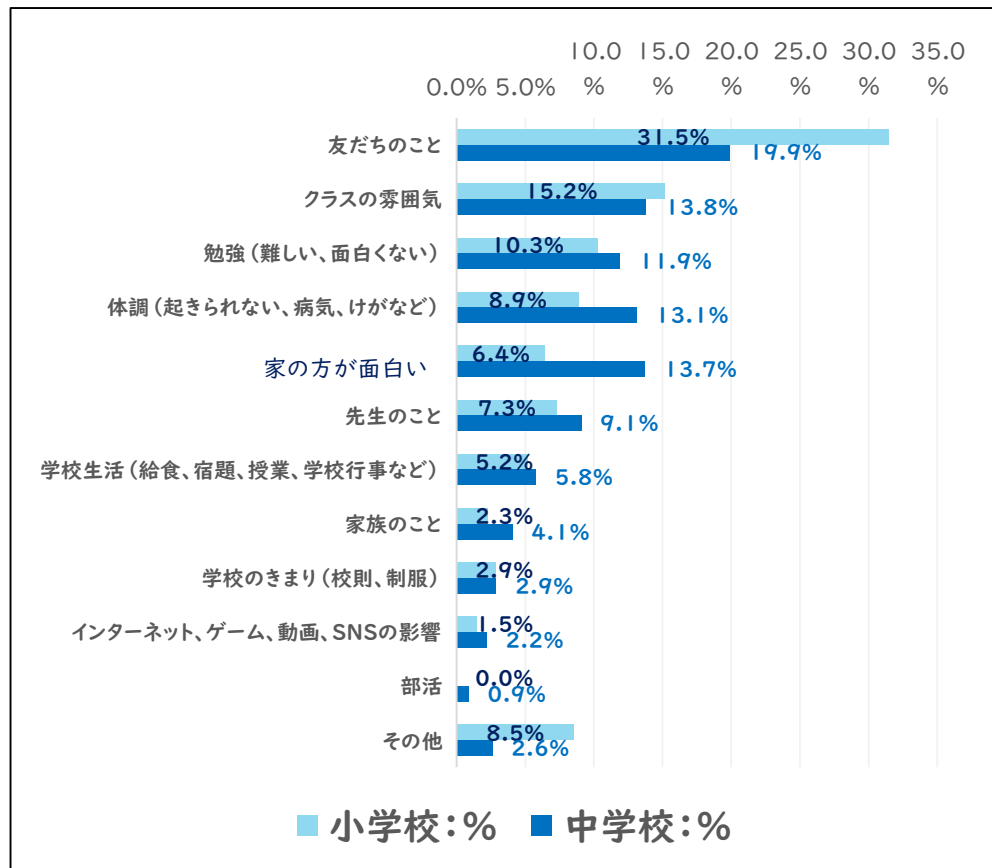
また、「勉強」や「学校生活(授業・宿題等)」をきっかけとして挙げる児童生徒も一定数存在しており、学習内容や進度への不安が、登校しづらさの一因となっています。

課題

未然防止の観点から、人間関係への配慮や安心できる居場所としての学級経営の工夫、個々の理解度や状況に応じた学習支援を行うことが必須です。

図7 【児童生徒】守谷市「登校しづらい」と感じたきっかけ

児童生徒回答(複数回答)



※資料:守谷市「児童生徒アンケート」

(2) 不登校の要因

【きっかけと継続の関係性】

現状

アンケートから、「登校しづらいと感じたきっかけ」と「欠席が継続し不登校に至る要因」は、必ずしも同一でないことが分かります(図8)。

小学校・中学校共に、登校しづらいきっかけとして「友だちのこと」「クラスの雰囲気」「勉強」など、学校生活における具体的な出来事が多い一方、不登校が継続する要因としては、「不安」「やる気がでない」など、心理的な要因が中心となっています。

課題

不登校支援においては、初期段階では人間関係の調整や環境改善などの対応が有効である一方、長期化した場合には、心理的な不安や無気力に寄り添い、安心して過ごせる居場所や関係性を継続的に支える支援が必要です。児童生徒の状況や段階を見極め、画一的な対応ではなく、不登校のフェーズに応じた柔軟な支援や対人関係の改善などの「環境調整」、長期化しているケースでは「心理的不安」や「無気力」への理解など、フェーズに合わせた多角的なアプローチが必要です。

図8 守谷市「登校しづらいきっかけ」と「不登校が継続する要因」

	第1位	第2位	第3位
小学校 「きっかけ」	友だちのこと	クラスの雰囲気	勉強
小学校 「不登校要因」	不安	やる気がでない	不適応
中学校 「きっかけ」	友だちのこと	クラスの雰囲気	家の方がいい
中学校 「不登校要因」	やる気がでない	不安	生活リズム

※資料：守谷市「不登校等調査」

(2) 不登校の要因 【児童生徒と保護者の意識】

現状

児童生徒が感じている「登校しづらさ」と、保護者が捉えている要因には共通性があります(図9)。最も多く挙げられたのは、「友だちのこと」、「先生のこと」「クラスの雰囲気」が続きます。これは、児童生徒アンケートの結果(図8)と一致し、学校における人間関係や学級の雰囲気が、保護者から見ても最も明確なサインとして捉えられています。

また、「勉強」や「学校生活全般」、「体調」といった項目も一定の割合を占め、保護者は、学習面の負担や生活リズムの乱れが、登校しづらさにつながっていると考えています。

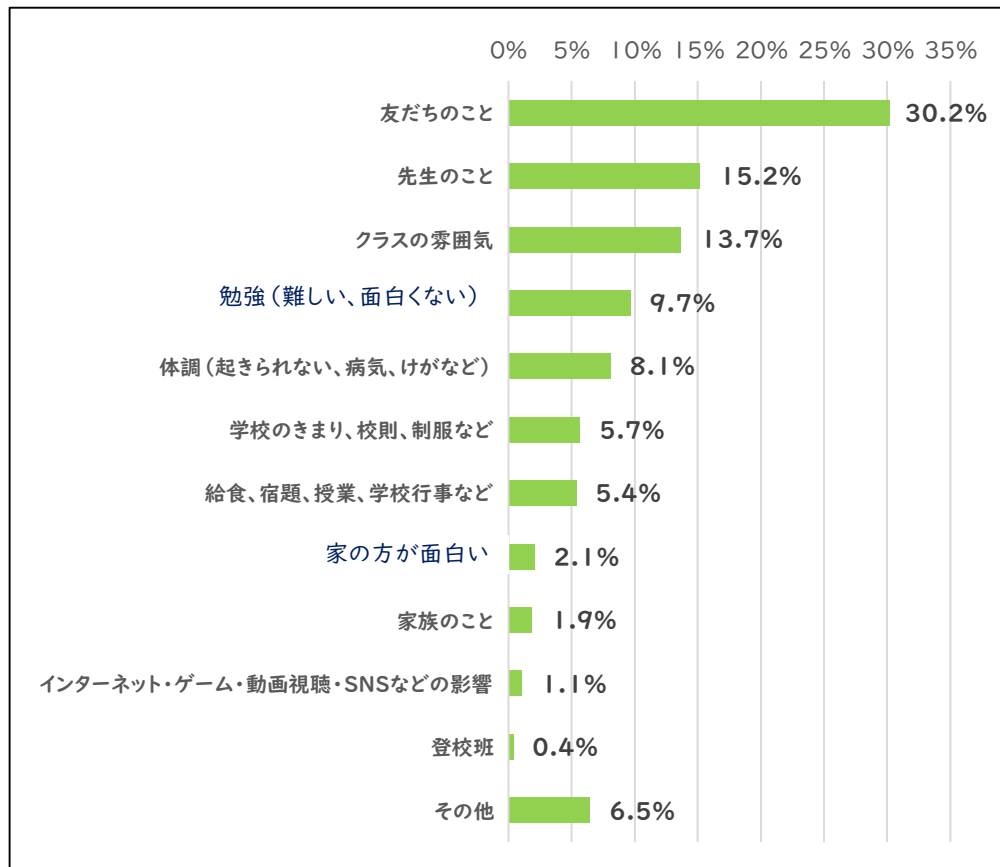
一方で、「家の方が面白い」「インターネット・ゲーム」など、家庭内での過ごし方に関する要因は低い割合にとどまっており、保護者は、登校しづらさの主因を「本人が原因」ではなく、「学校環境への適応の難しさ」として捉えている傾向が見られます。

課題

児童生徒への直接的な支援に加え「学校環境への適応」等、保護者が不安や悩みを早期に相談・連携できる体制を整える必要があります。

図9 【保護者】守谷市「登校しづらい」と感じたきっかけ

保護者回答(複数回答)



※資料:守谷市「保護者アンケート」

(2) 不登校の要因

【児童生徒と保護者の意識】

現状

「児童生徒アンケート」では、「学校に登校しづらいと感じたことはある」と回答した割合は、小中学生ともに約4人に1人となっています(図10)。

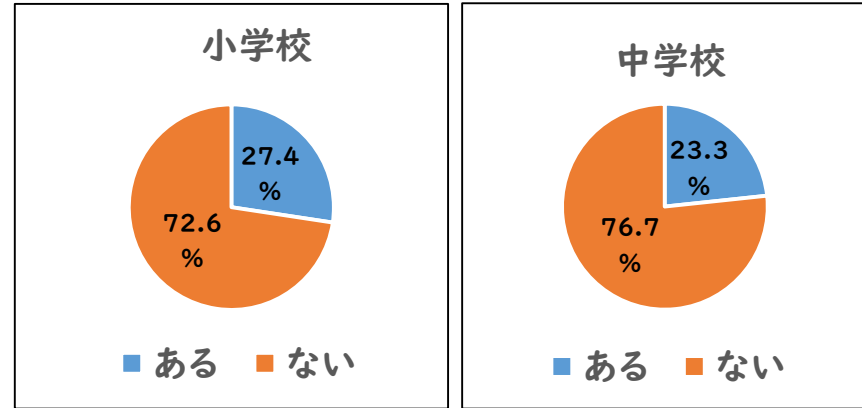
「保護者アンケート」では、「子どもが登校しづらくなったことがある」と回答した割合が、児童生徒の回答をわずかに上回っています。これは、保護者が、子どもの変化や行き渋りのサインを敏感に察知していると考えられます(図11)。

課題

「登校しづらさ」という心理的な負担を抱えている児童生徒は、小学校段階から一定数存在しており、児童生徒が不安や悩みを一人で抱え込む前に、相談につながる仕組みや、安心して気持ちを表現できる環境を整えることが、不登校未然防止につながります。

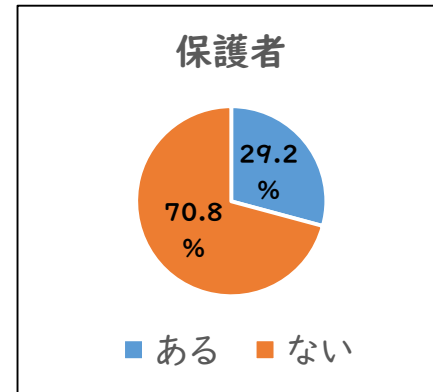
また、「子供への直接支援」と並行して、「悩みを抱える保護者への情報提供や相談支援」を強化し、保護者が孤立せず、適切な段階で専門機関や学校とつながれる体制づくりが、不登校の未然防止に向けて重要であると言えます。

図10 【児童生徒】「登校しづらい」と感じたことはあるか



※資料: 守谷市「児童生徒アンケート」

図11 【保護者】お子様が「登校しづらくなった」ことはあるか



※資料: 守谷市「保護者アンケート」

(2) 不登校の要因

【「登校しづらい」と感じた時期】

現状

児童生徒自身が感じた「登校しづらい」時期は、小学校3年生以降に増加し、4年生で最も高くなっています。これは、学習内容の難化や人間関係の広がりなどにより、心理的な負担が増す「10歳の壁」の影響が表れています(図12)。中学校では、中学1年生で「登校しづらい」と感じた割合が最も高く、小学校6年生から急増しています。進学に伴う環境や生活リズムの変化、学習の難化などが重なり、「中1ギャップ」が顕著に表れています。

「保護者アンケート」では、小学校低学年において高い割合が示されており、入学直後の行き渋りや不安を、保護者が早期に察知している実態がうかがえます(図13)。小学校4年生での数値も高く、学習・人間関係が複雑化する「10歳の壁」が親子共通の課題となっています。中学生では、1年生が急増しているのに対し、保護者の回答は9.6%に留まっています。中学生になると、保護者からは子どもの内面的変化が見えにくくなっている可能性が推察されます。

課題

支援にあたっては、保護者が敏感に反応する「低学年時の不安」へのケアとともに、学年進行に伴い見えづらくなる「本人の内面的な悩み」を早期に共有できる体制づくりや小学4年生段階における個別の学習援助が重要です。

図12 【児童生徒】「登校しづらい」と感じた時期について

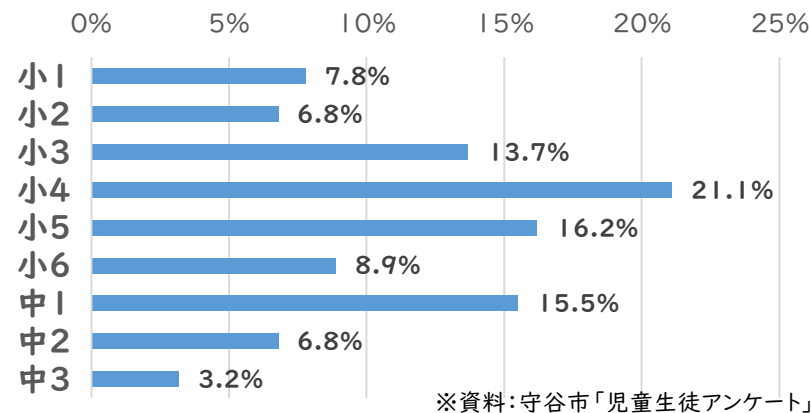
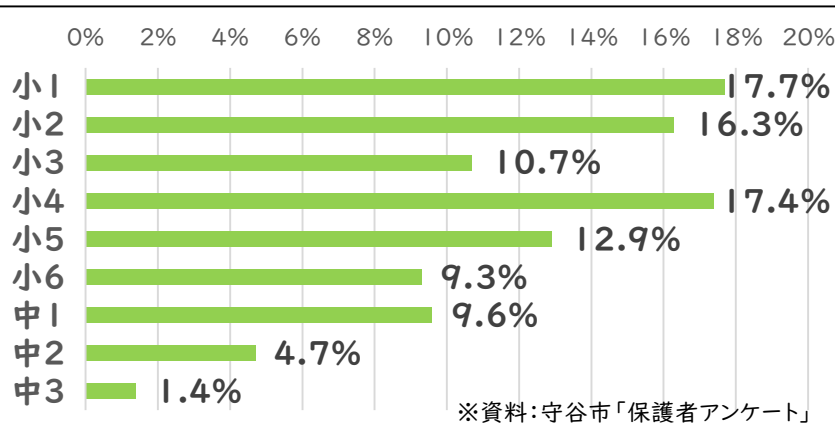


図13 【保護者】お子様が「登校しづらくなった」ことはあるか



(3) 不登校児童生徒への支援状況

取組

不登校児童生徒に対し、学校内外の多様な機関や専門職と連携しながら支援を行っています。

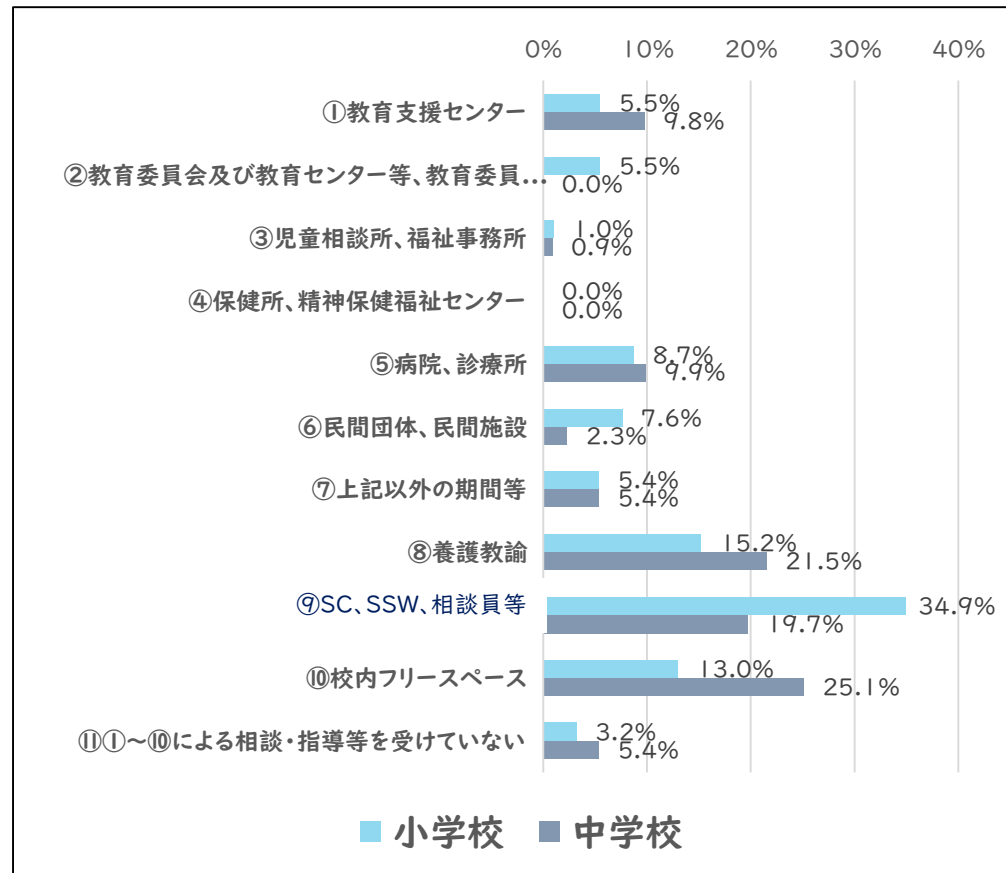
小学校においては、スクールカウンセラやスクールソーシャルワーカー、教育相談員などの専門職による対人支援が活用され、外部機関と連携した支援が行われています。また、学校外の資源も活用されています。

一方、中学校では、校内フリースペースや養護教諭による支援など、学校内の環境を生かした支援が中心です。教室に入ることが難しい生徒にとって、校内に安心して過ごせる居場所が確保されていることが支えとなっています。

課題

小学校では「人を中心とした支援」、中学校では「環境を中心とした支援」が中心となり、発達段階に応じた支援を行っています。一方で、どの支援にもつながっていない児童生徒が存在しており、中学校においてその割合が高い状況にあります。これは、支援につながりにくいケースが存在することを示しており、福祉・医療機関との連携など孤立を防ぐためのさらなる工夫が必要です。

図14 令和6年度学校内外の機関等で専門的な相談・支援を受けた不登校児童生徒の割合



※資料：守谷市「不登校等調査」

(4) 児童生徒・保護者へのアンケート調査

児童生徒の学校生活に関する実態を把握するため、令和7年度、市内小中学校に在籍する小学4年生から中学3年生の児童生徒およびその保護者に対し、表1のとおり「児童生徒が安心して過ごせる学校づくりに向けたアンケート調査」（以下「児童生徒アンケート」「保護者アンケート」という。）を実施しました。

表1「アンケート」の概要

- ①調査内容：
「児童生徒が安心して過ごせる学校づくり」
に向けたアンケート
- ②調査対象：
市立中学校に在籍する小学4年生から中学3年生
までの児童生徒およびその保護者
- ③回答者数：児童生徒：2,965人(回答率79%)
保護者数：1,145人
- ④回答方法：フォームによるWEB回答
- ⑤調査期間：令和7年12月15日～24日

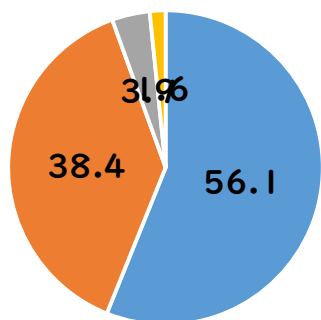
(4) 児童生徒・保護者へのアンケート調査

分析結果

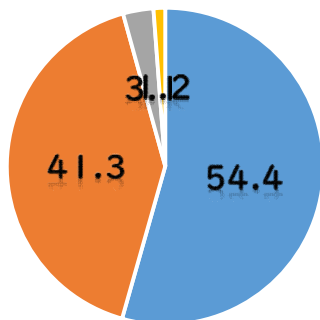
問1 「学校生活について」

【児童生徒】

小学校：%

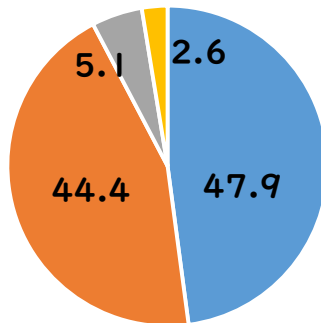


中学校：%



【保護者】

保護者：%



※資料：守谷市「児童生徒アンケート」

- 楽しく過ごせている
- だいたい楽しく過ごせている
- あまり楽しく過ごせていない
- 楽しく過ごせていない

※資料：守谷市「保護者アンケート」

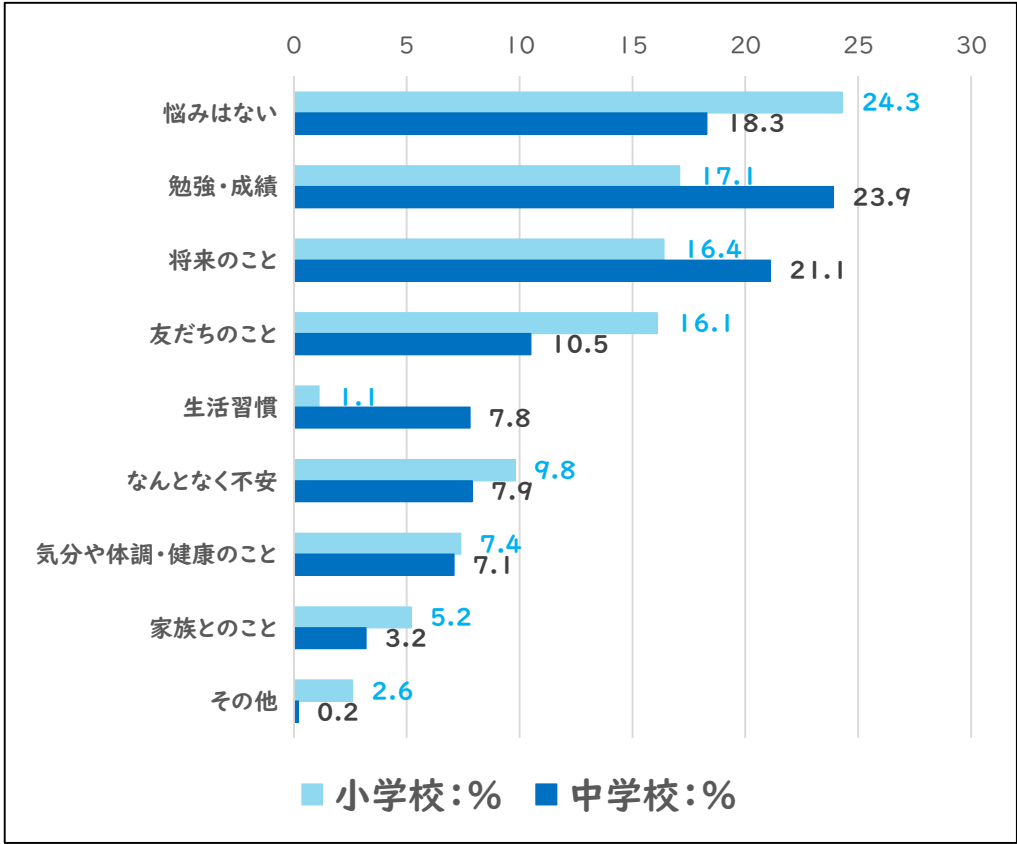
児童生徒の回答では、全体の約95%が学校生活を「楽しく過ごせている（だいたいを含む）」と回答しており、総じて肯定的な傾向にあります。しかし、小学校と中学校を詳細に比較すると、「楽しく過ごせている」の割合は、小学校に対し、中学校ではわずかに減少しています。一方で、「だいたい楽しく過ごせている」という回答は、小学校から中学校では大きく上昇しています。また、「あまり楽しく過ごせていない」「楽しく過ごせていない」の合計は、中学生の方が低く、これは、成長に伴い学校生活への適応能力が高まる側面を示しています。小中学校ともに高い満足度を維持していますが、中学生は「楽しさ」の基準に対してより落ち着いた、現実的な評価を下しています。

保護者の回答では、「楽しく過ごせている（だいたいを含む）」との回答が合計92.3%に達しており、保護者の視点からも、大多数の子供たちが学校生活を肯定的に送っていると捉えられています。

児童生徒本人のアンケート結果と比較すると、保護者の肯定的な評価はわずかに下回っています。これは、子供本人が「楽しい」と感じていても、保護者の目には学習面や友人関係での小さな悩み、あるいは家庭での様子から「だいたい（概ね）楽しく過ごせている」と、より慎重に映っていることを示唆しています。保護者は子供の様子を多角的に観察しており、純粋な「楽しさ」だけでなく、学校生活における課題も含めて冷静に評価している傾向が伺えます。

(4) 児童生徒・保護者へのアンケート調査

問2 【児童生徒】学校生活に関する不安や悩みについて



分析結果

児童生徒の回答では、子どもが成長し、小学校から中学校へ発達段階が進むにつれて、悩みの質が「身近な対人関係や漠然としたもの」から「将来を見据えた現実的・構造的なもの」へと変化しています。

特に、小学校では「悩みはない」が最多ですが、中学校では「勉強・成績」と「将来のこと」の悩みや不安が急増しており、これは高校入試や将来の進路選択が、生活の中でより現実的なものとなり、プレッシャーとなり始めていることを示唆しています。

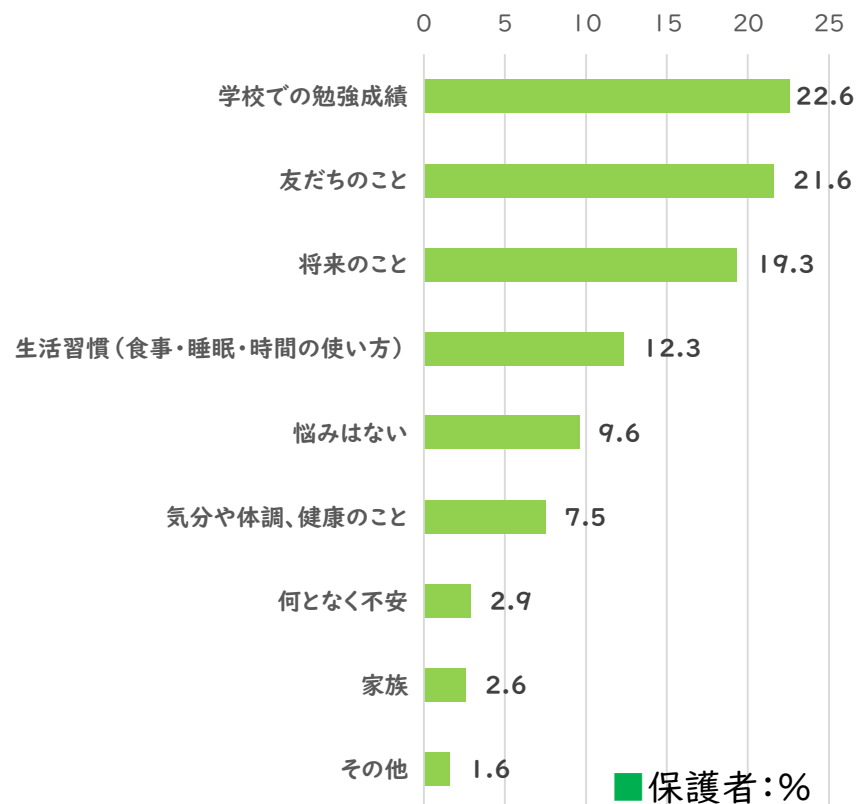
また、「生活習慣」が小学校から中学校へ進むにつれて、激増しており、部活動の本格化や通塾による生活リズムの変化が、生徒の負担となっている様子が伺えます。

一方で、「友だちのこと」は中学生になると減少しており、人間関係の悩みよりも、個人の能力評価や進路といった自己の課題に意識がシフトしていることがわかります。総じて、中学生は学業や将来という「社会的な自立」への入り口に立ち、よりシビアな現実と直面していると言えます。

※資料：守谷市「児童生徒アンケート」

(4) 児童生徒・保護者へのアンケート調査

問2 【保護者】学校生活に関する不安や悩みについて



分析結果

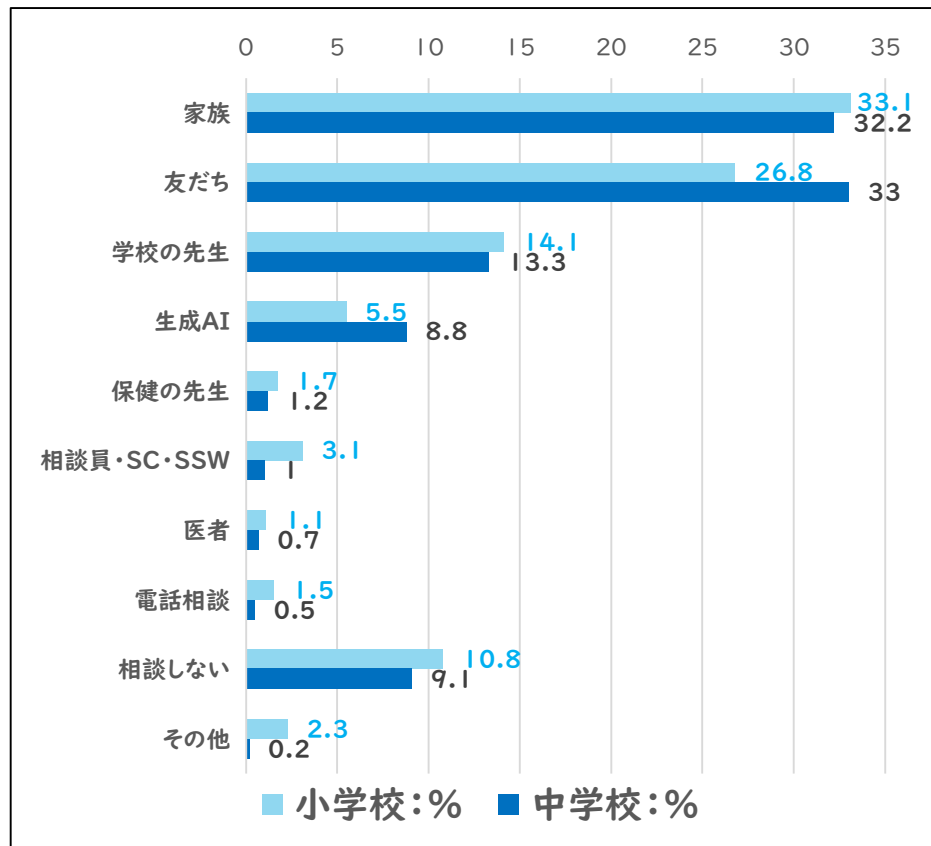
保護者の回答で最も多かったのは、「学校での勉強成績」であり、次いで「友だちのこと」となっています。「学習面」については、中学生の回答とほぼ同水準であり、学習環境や成績に対する不安は親子で共通した不安や悩みであることがわかります。「友人関係」については、中学生本人の回答では「友だちのこと」は減少傾向にあるとされていますが、保護者の回答では依然として2割を超え、高い順位を占めています。これは、多感な時期における人間関係のトラブルや孤立を、親が敏感に察知し、心配している状況を反映しています。

また、「将来のこと」も上位に位置しており、中学生と同様、進路に対する切実な思いが保護者側にも存在します。「生活習慣」については、中学生本人の回答を大きく上回っています。部活動や通塾による多忙な日々の中で、食事や睡眠、スマホ・ゲームなどの時間管理が適切になされているか、保護者がより危機感を持って見守っている様子が伺えます。

特筆すべきは、「悩みはない」という回答の少なさです。児童生徒のアンケートでは小学校段階で「悩みはない」が最多となっていますが、保護者の視点では9割以上が何らかの不安を感じています。これは、子供自身が意識していない潜在的な課題(健康面や将来の選択肢など)も含め、保護者が子供の成長を多角的長期的な視点で捉えているためと考えられます。

(4) 児童生徒・保護者へのアンケート調査

問3 【児童生徒】不安や悩みがあるときの相談相手について



※資料:守谷市「児童生徒アンケート」

分析結果

児童生徒の回答では、「相談相手」として、小中学校ともに「家族」が多く挙げられています。家族が、子どもにとって最も身近で安心できる相談先であることがわかります。一方で、学年が上がるにつれて相談先の傾向に変化が見られ、中学生では、「家族」よりも「友だち」に相談すると回答した割合が増加しています。これは、思春期における自立意識の高まりや、同年代の仲間との関係性が、心の支えとして重要になっていることを示しています。

また、「学校の先生」への相談は一定の割合を占めているものの、スクールカウンセラーや医師などの専門職、電話相談窓口の利用割合は高いとは言えず、必ずしも身近な支援につながっていない実態が見られます。

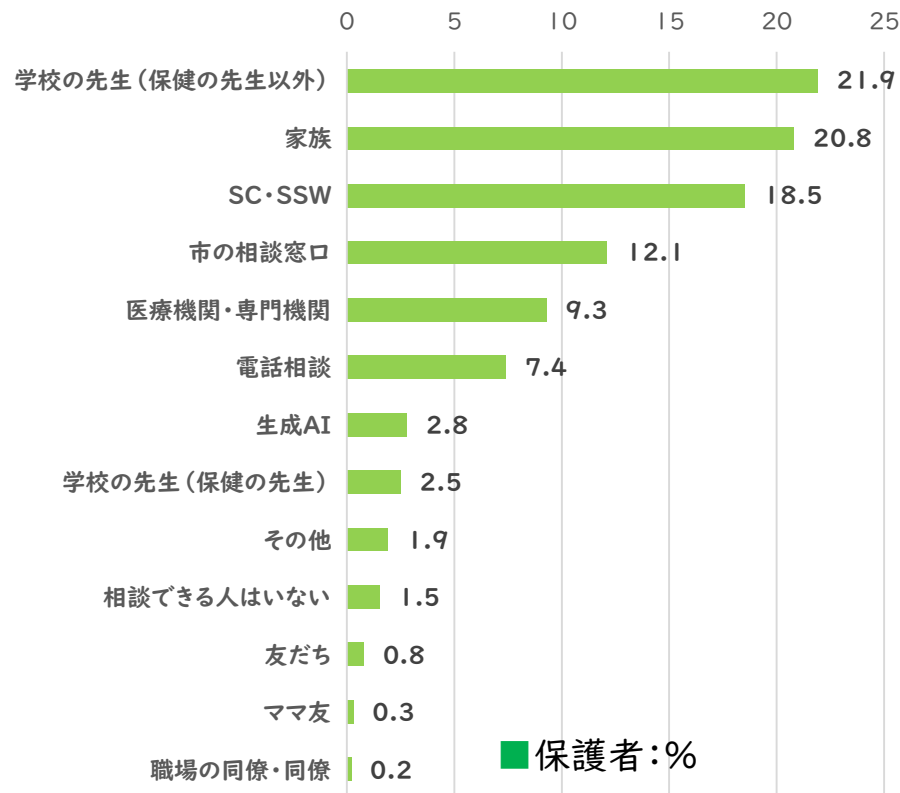
近年では、「生成AI」などのデジタルツールを相談先としてあげる児童生徒も一定数存在しており、悩みを身近なデジタル手段に頼る傾向も見られます。

さらに、「相談しない」と回答した児童生徒も約1割存在しており、支援につながりにくい層があることに留意する必要があります。

児童生徒が必要に応じて専門的な支援や大人につながりやすい環境を整えること、また、相談先や相談方法を分かりやすく周知することが求められます。

(4) 児童生徒・保護者へのアンケート調査

問3 【保護者】不安や悩みがあるときの相談相手について



※資料:守谷市「保護者アンケート」

分析結果

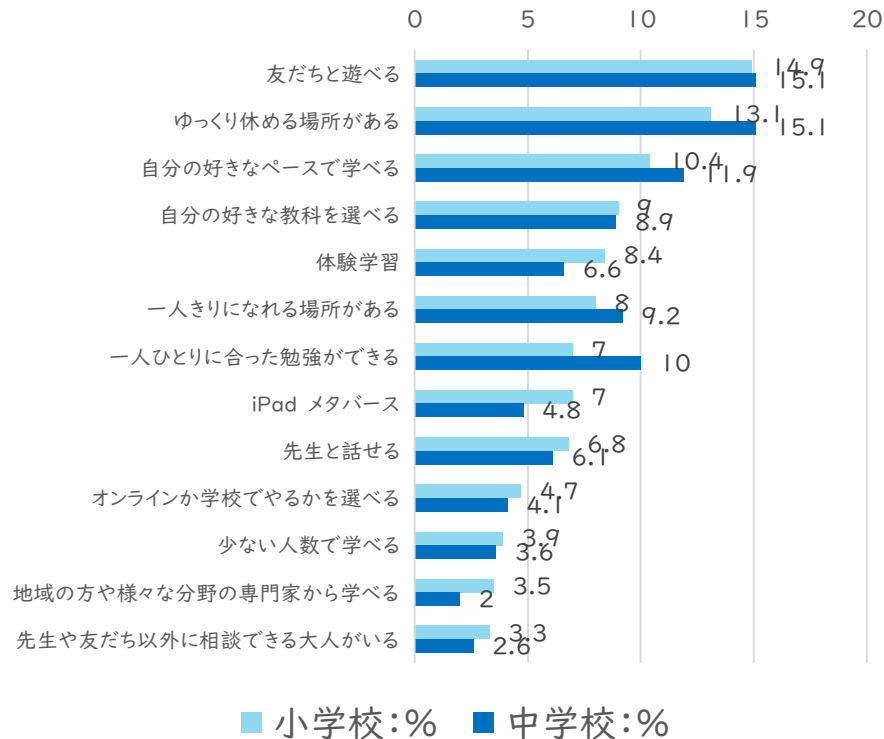
子供の成長に伴う悩みの深刻化に対し、外部の専門機関や学校組織を頼りにしたい保護者の切実な姿勢が伺えます。最も高い割合を示したのは「学校の先生(保健室以外の先生)」、これに「スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが続きます。児童生徒、特に中学生が成長とともに友人やAIへと相談先を移行させる傾向があるのに対し、保護者は問題解決のために専門的な知見を持つ窓口を求めています。

また、「市の相談窓口」や「医療機関・専門機関」、「電話相談」といった公的な外部機関の利用意向も高い水準にあります。中学生においてこれらの利用率が低下し、デジタルツールによる補完が進んでいる状況とは異なり、保護者世代は依然として対面や電話によるフォーマルな支援体制を主な頼りとしています。特筆すべきは、友人関係への相談割合が極めて低い点です。中学生の3割以上が友だちを最大の相談相手としている一方で、保護者は身近な人間関係の中で悩みを共有する機会がほとんど持っていない、あるいは「私的な関係では解決できない重い課題」を抱えている可能性が示唆されます。

「生成AI」を相談相手に選ぶ保護者は、中学生と比較すると低い数値ですが、依然として「学校の先生(保健室)」を上回っており、一部の保護者においては新しい技術が相談の選択肢として入り始めている様子が見て取れます。

(4) 児童生徒・保護者へのアンケート調査

問4 【児童生徒】安心して生活したり勉強したりすることができる学校環境について



※資料:守谷市「児童生徒アンケート」

分析結果

児童生徒の回答では、小中学生ともに、学年が上がるにつれて求めるニーズが「体験・交流」から「個の尊重・休息」へとシフトしている傾向が読み取れます。

小中学生に共通して最も高いのは、「友だちと遊べる」と「ゆっくり休める場所がある」でした。学校が単なる学習の場ではなく、心理的安全性としての機能を求められていることが分かります。

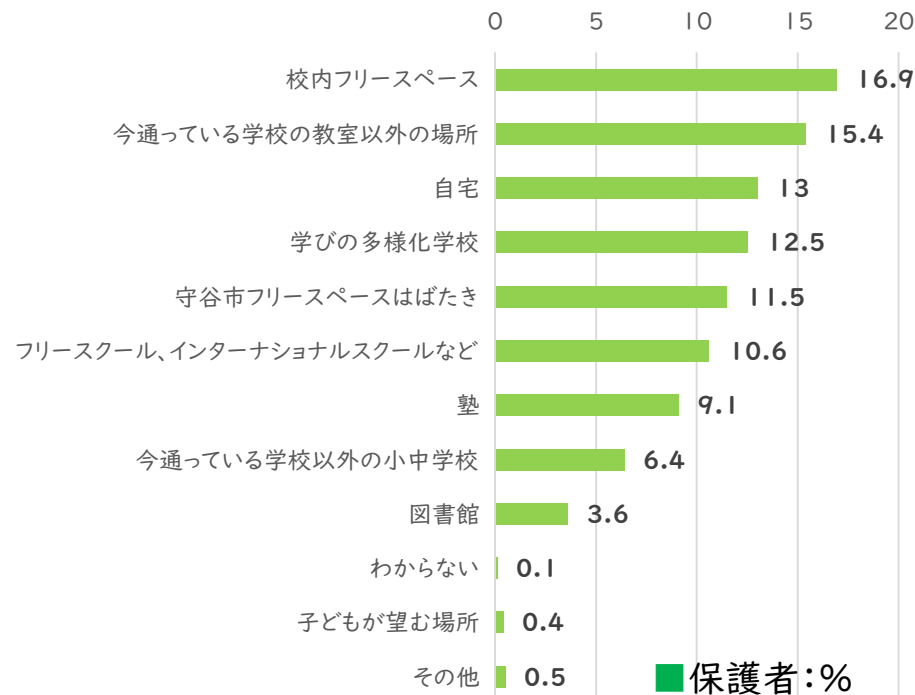
小学生は中学生に比べ、「体験学習」や「iPad・メタバース」といった、五感を活用した活動やデジタルツールへの関心が顕著です。また、「先生と話せる」という項目も高く、身近な大人とのコミュニケーションに安心感を見出しているのが特徴です。

中学生になると、「ゆっくり休める場所」、「自分の好きなペースで学べる」、「一人ひとりに合った勉強ができる」といった項目が小学生を上回り、「個としての尊重」や「学習の自律性」を強く求めています。

このことから、小学生は「活動的な体験や大人との繋がりが安心の鍵となり、中学生は「精神的なゆとりや個別の学習環境」を求める傾向があります。

(4) 児童生徒・保護者へのアンケート調査

問4 【保護者】お子様が「登校しづらくなったとき」学ばせたい場所について



※資料:守谷市「保護者アンケート」

分析結果

学びの場については、児童生徒は「心理的安全性」や「個別のペース」、保護者は「学校内での柔軟な居場所」や「多様な学びの選択肢」を重視しており、従来の「教室での一斉学習」に縛られない学びの場を求める声が表れています。

最も高い回答は、「校内フリースペース」、次いで「今通っている学校の教室以外の場所」でした。これは、児童生徒が求めている「ゆっくり休める場所」や「自分のペースでの学び」というニーズに対し、保護者も「学校とのつながりを維持しつつ、教室以外の安心できる居場所」を望んでいることが分かります。

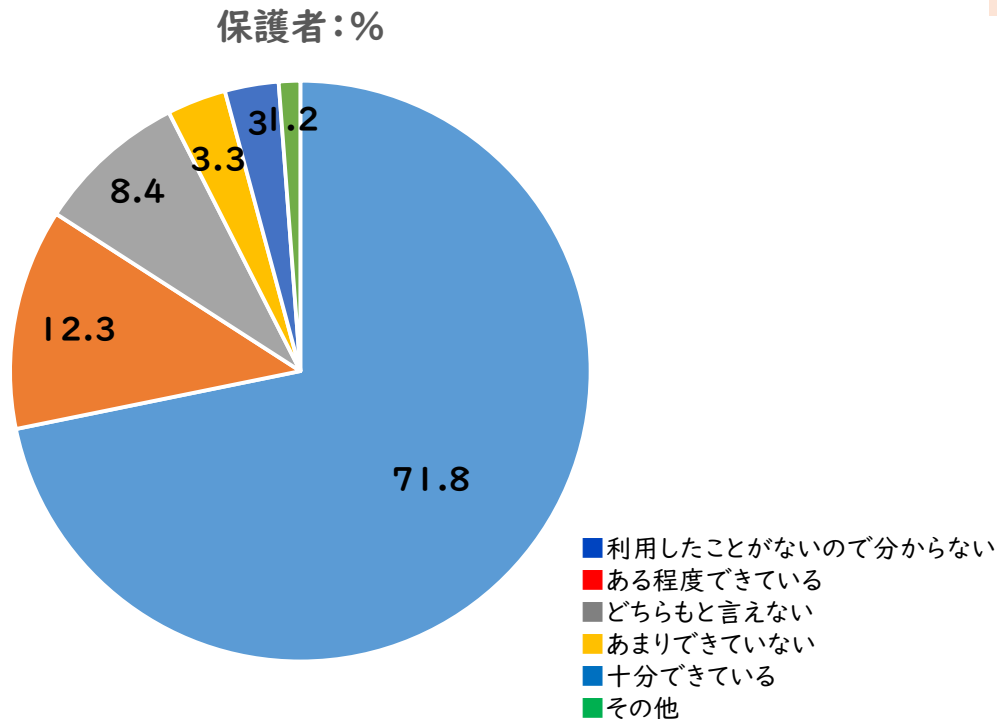
児童生徒（特に中学生）が「自分に合った勉強」を求めているように、保護者の回答も多様化しています。学びの多様化学校やフリースクール等といった、既存の学校枠組みを超えた選択肢は、中学生の望む「個としての尊重」や「自律的な学習」を支える環境として、有力な視点となっています。

児童生徒の発達段階が進むと、「体験・交流」から「休息・個の尊重」へとニーズが変化し、保護者もまた、「校内の柔軟なスペース」と「校外の多様な学び」の両輪を重視しています。

特筆すべきは、「塾」や「図書館」といった学習施設よりも、フリースペースや多様化学校といった「個々の状況に寄り添う支援者がいる居場所」が強く求められている点です。これは、学習環境において、「心身の安心感」と「個の尊重」が、親子共通の最優先事項であることを裏付けています。

(4) 児童生徒・保護者へのアンケート調査

問5 【保護者】学校以外の居場所は、満足する対応ができています



分析結果

学校以外特定の「居場所」を利用していない、あるいはまだ検討段階にない保護者が「利用したことがないので分からない」と答え、全体の約7割を占めています。これは、多くの児童生徒が主に学校と家庭を中心に生活している現状を反映しています。

学校以外の居場所の利用者を対象とした結果内で比較すると、「十分できている」「ある程度できている」を合わせた肯定的な回答が、「あまりできていない」を大きく上回っています。このことから、現在提供されている学校外の居場所サービスは、利用者の多くから概ね良好な評価を得ていると言えます。

一方で、大多数が「未利用・不明」であることから、外部の居場所を必要としていないことや、潜在的なニーズはあるが、適切な情報や選択肢にアクセスできていないといえます。

今後は、現在利用していない層に対して「どのようなサービスがあれば利用したいか」といったニーズ調査を行い、学校外の選択肢の認知度向上や、多様な受け皿の整備を検討することが重要と考えられます。

3 これまでの取組と成果・課題

(1) 本市の不登校対策の取組

図1 守谷市の不登校児童生徒支援施策

本市では、これまで、学校と教育委員会の連携のもと、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた多様な支援を行ってきました。
平成28年度に、守谷市総合教育支援センターを設置してから、不登校児童生徒を支援するための施策を段階的に講じています。

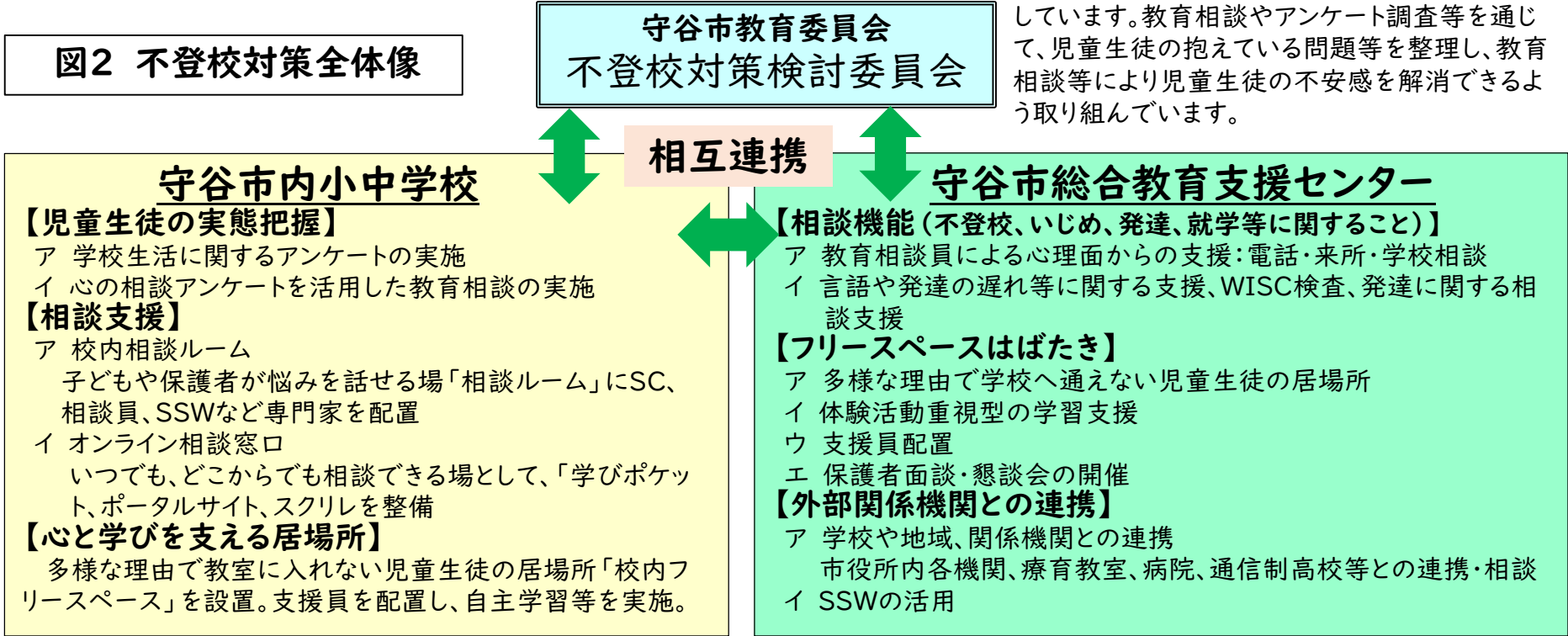
	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
守谷市総合教育支援センター*5 フリースペース「はばたき」*6	平成28年度～ 守谷市総合教育支援センター及び適応指導教室「はばたき」開設									令和7年度 フリースペース 「はばたき」名称変更
アウトリーチ型支援 (家庭訪問)		平成30年度～ 支援センター教育相談員による家庭訪問				令和3年度～ 市SSW、教育相談員によるアウトリーチ型支援開始				
スクールソーシャルワーカー(SSW)*7配置						令和3年度～ 市SSW1名配置			令和6年度～ 市SSW4名(各中学区1名)配置	
校内フリースペース(FS)							令和4年度 校内FS4中学校設置・支援員4名配置	令和5年度 「校内FS」4小学校・4中学校設置・支援員8名配置		令和7年度 「校内FS」全校設置 支援員13名配置
不登校支援対策検討委員会										令和7年度 不登校対策基本方針策定 不登校支援対策委員会発足

*5不登校いじめなどで悩んでいる児童生徒、発達障がい等を含め特別な支援を必要とする児童生徒およびその保護者、学校などに対して、専門的かつ積極的な支援を行う場所
*6学校に登校できずに悩んでいるお子さんとその保護者のために、社会性や協調性を養い、自立心を培っていくことを目指した子供達の学校生活復帰を支援する教室
*7市独自に配置(各中学校区1名)している家庭・福祉・医療等の関係機関と学校を繋ぎ、児童生徒を取り巻く環境に直接働きかけながら課題解決を図る教育福祉の専門家

3 これまでの取組と成果・課題

(1) 本市の不登校対策の取組

不登校対策の概要として、図2に示すように、
①児童生徒の実態把握に努め、関係機関と連携をしながら、アンケート調査等を定期的実施しています。教育相談やアンケート調査等を通じて、児童生徒の抱えている問題等を整理し、教育相談等により児童生徒の不安感を解消できるよう取り組んでいます。



また、不登校になった場合の対策としては、スクールカウンセラー（県派遣SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置、フリースペースはばたきや校内フリースペースなど、様々な対策を実施し、児童生徒及び保護者のニーズに合わせた支援を展開しています。

3 これまでの取組と成果・課題

(2) 学校および教育委員会の主な取組

学校においては、児童生徒との信頼関係づくりを基盤に、発達支持的生徒指導の視点からの学級経営や授業改善、課題未然防止教育・課題早期発見対応の視点から教育相談やケース会議の充実に努めてきました。また、困難課題対応生徒指導の視点から、教室に入りづらい児童生徒のため、「校内フリースペース」を設置し、校内の居場所を確保するとともに、ICTを活用した個別最適な学びや様々な体験活動に取り組んできました。

教育委員会においては、教職員の専門性の向上を図る研修を進めるとともに、市総合教育支援センターを中心とした教育相談体制の充実、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等のアウトリーチ型支援、学校外のフリースペース「はばたき」の運営、オンライン相談窓口の開設など、学校内外をつなぐ支援体制の整備にも力を入れています。これらの取組により、本市では、学校・家庭・地域が連携した多層的な不登校支援体制が構築されつつあります。

図3 学校および教育委員会の主な取組

学校の主な取組	教育委員会の主な取組
○児童生徒との信頼関係作り、児童生徒相互の人間関係作り ○生徒指導の機能・特別支援教育の視点を生かした学級経営・授業づくり(授業改善) ○教育相談、校内支援体制の整備・ケース会議の実施 ○教育支援シート作成とそれに基づく支援 ○校内フリースペースの設置・支援員配置 ○ICT活用による個別最適な学びの充実 ○多様な学びの場の確保と評価 ○「チーム学校」による支援	○生徒指導主任及び不登校支援担当者会議や教職員の資質向上を目的とした研会の実施 ○守谷市総合教育支援センターにおける教育相談機能の充実 ○教育相談員による学校訪問、市SSWによる「アウトリーチ型支援(家庭訪問)」を実施 ○守谷市フリースペース「はばたき」設置 ○市費スクールソーシャルワーカー配置 ○校内フリースペースの全校設置・支援員配置 ○県費不登校対策加配教員の活用 ○オンライン相談窓口開設

3 これまでの取組と成果・課題

(3) 学校内外の具体的な取組

【総合教育支援センターフリースペース「はばたき」 通室状況について

フリースペース「はばたき」は、学校や家庭以外の居場所として設置し、不登校児童生徒へ支援をしています。ここでは、学校復帰のみを目的とする場ではなく、児童生徒が安心して過ごし、学びや社会とのつながりをもつための重要な居場所としての役割を果たしています。

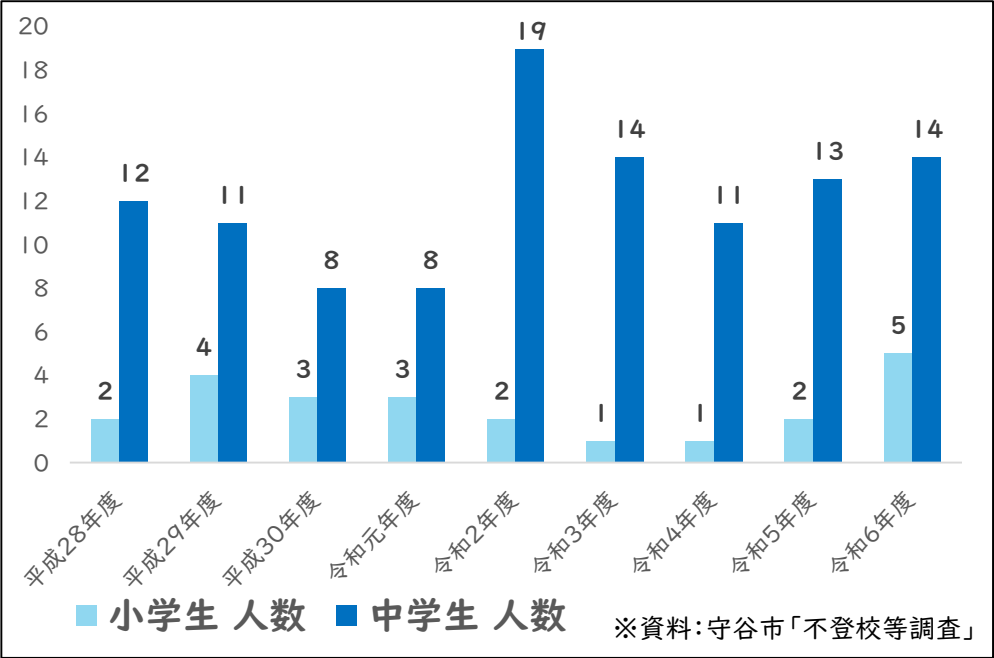
現状

「はばたき」の通室利用者数は、全体として中学生が小学生を大きく上回っており、中学校段階における支援ニーズの高さがうかがえます。特に、中学生の利用者数は毎年度一定数を維持しており、長期的な不登校や学校への登校が難しい生徒にとって、継続的な居場所として機能しています。

課題

小学生の利用者数は比較的少人数で推移しており、近年では利用者が増加傾向にあり、不登校の低年齢化や、早期段階からの支援ニーズが高まっています。

図15市総合教育支援センターフリースペース「はばたき」通室者数の推移



3 これまでの取組と成果・課題

(3) 学校内外の具体的な取組

【総合教育支援センターフリースペース「はばたき」】
進路状況について

現状

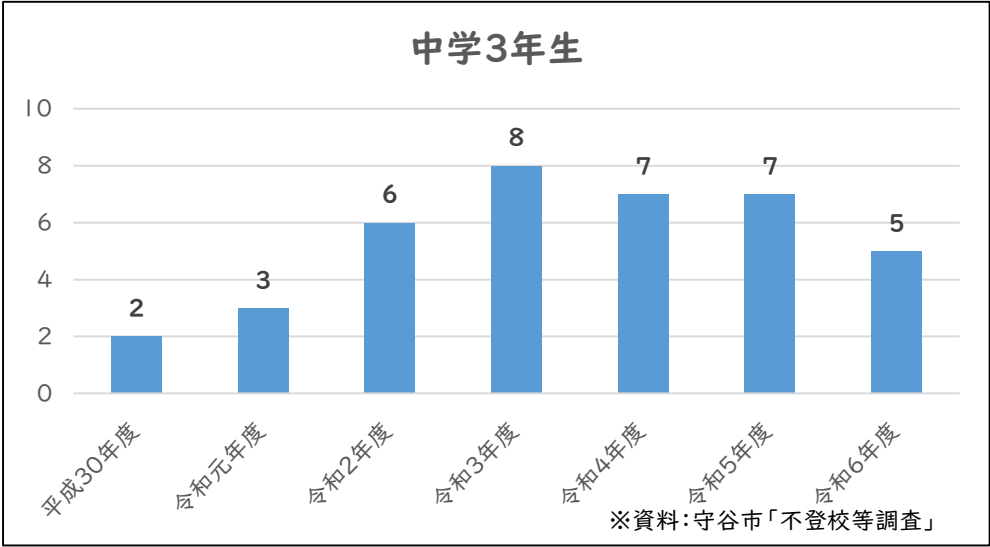
フリースペース「はばたき」を利用した生徒の卒業後の進路を見ると、多くの生徒が通信制高校へ進学しているほか、毎年度、全日制高校へ進学する生徒もいます。

このことから、不登校という状況にあっても、適切な支援や学びの場につながることで、卒業後の進路を主体的に選択し、次の学びへと進化していくことが可能になります。「はばたき」は、単に学校に代わる居場所ではなく、学習の継続や生活リズムの回復、他者との関わりを通じて、将来に向けた準備を進める場として機能しています。こうした支援が、進路選択の幅を広げ、社会的自立への土台づくりにつながっています。

課題

今後も「はばたき」をはじめ、多様な学びの場の改善を図り、不登校児童生徒一人ひとりの将来を見据えた支援を継続していく必要があります。

図16 フリースペース「はばたき」通室生徒数（中学3年生）の推移と進路状況



	中学3年生	主な進学先
平成30年度	2名	通信制高校(1名)、全日制高校(1名)
令和元年度	3名	通信制高校(2名)、全日制高校(1名)
令和2年度	6名	通信制高校(4名)、全日制高校(2名)
令和3年度	8名	通信制高校(3名)、全日制高校(5名)
令和4年度	7名	通信制高校(6名)、全日制高校(1名)
令和5年度	7名	通信制高校(6名)、全日制高校(1名)
令和6年度	5名	通信制高校(5名)、全日制高校(0名)

3 これまでの取組と成果・課題

(3) 学校内外の具体的な取組

【スクールソーシャルワーカー（SSW）】
対応状況について

現状

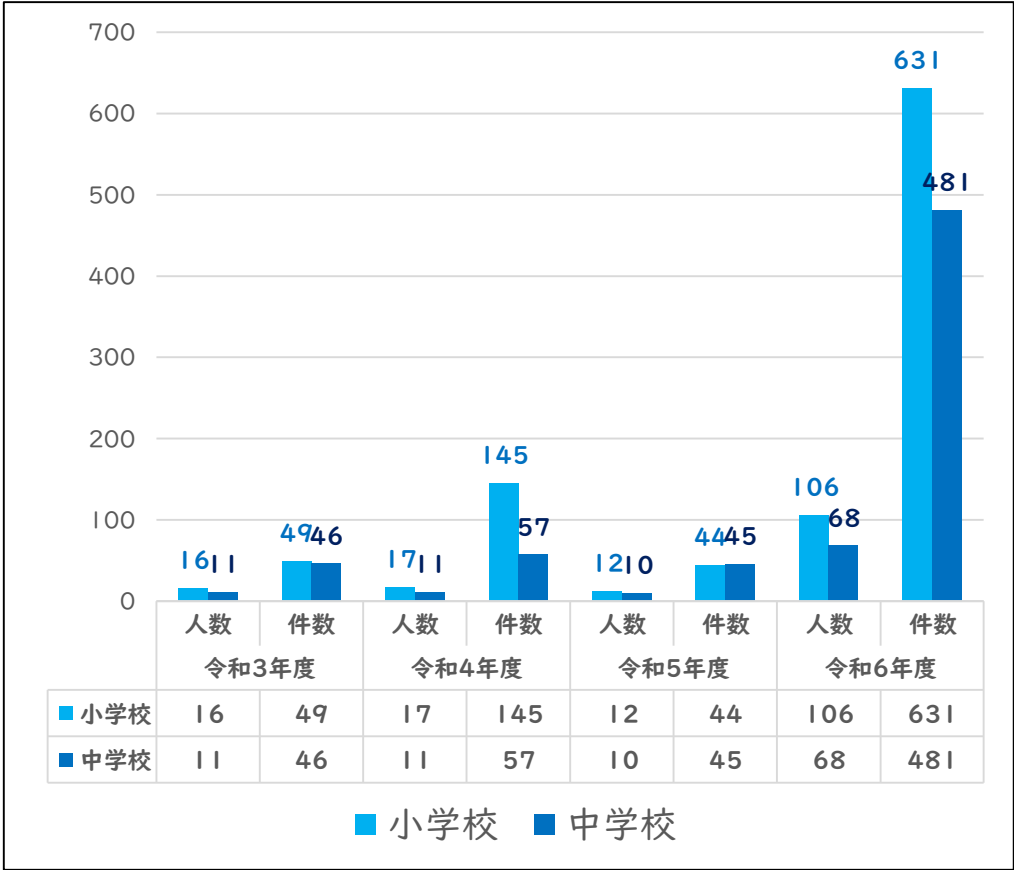
不登校児童生徒や家庭への支援を強化するため、スクールソーシャルワーカーによるアウトリーチ型支援を実施しています。

令和3年度に市費スクールソーシャルワーカーを配置して以降、家庭訪問や関係機関との調整等の支援件数は年々増加しています。特に、令和6年度から各中学校区に1名ずつ配置したことにより、支援件数は大幅に増加しており、ニーズの高さが示されています。（図17）。

課題

アウトリーチ型支援は、不登校の未然防止や長期化の防止に加え、家庭の孤立を防ぎ、学校・福祉・医療等の関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。今後も、児童生徒一人ひとりの状況に応じた丁寧な支援を継続していきます。

図17 スクールソーシャルワーカーの不登校児童生徒の対応人数および件数



※資料：守谷市「スクールソーシャルワーカー活動報告」

3 これまでの取組と成果・課題

(3) 学校内外の具体的な取組

【校内フリースペース】
来室状況について

現状

本市では、学校に登校したいが、教室に入ることは難しい児童生徒のため、校内フリースペースを設置し、校内における「もう一つの居場所」を確保してきました。令和4年度に中学校全校設置、令和5年度からは小学校にも段階的に拡充、令和7年度には全小中学校へ設置が完了しています。これにより、児童生徒が無理なく学校と関われる環境が整いました。

校内フリースペースの活用により、欠席が30日未満にとどまる割合が増加するなど、登校の継続や不登校の未然防止に一定の効果が見られます。教室以外の安心できる居場所があることは、児童生徒の心理的負担を軽減し、学校とのつながりを保つうえで、重要な役割を果たしています(図18)。

図18 校内フリースペース来室児童生徒数および来室総数

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	来室 人数	来室 総数	来室 人数	来室 総数	来室 人数	来室 総数	来室 人数	来室 総数
小学校			32	1209	52	3035	79	4414
中学校	78	2365	94	2772	72	2724	49	2531
合計	78	2365	126	3981	124	5759	128	6945

※資料：守谷市「フリースペース通室調査」

課題

90日以上長期欠席に至っている児童生徒は依然として多く、校内フリースペースの利用だけでは対応が難しいケースも見られます。今後は、校内フリースペースをベースとしつつ、登校支援コーディネーターを機能させ、教育支援センターの活用やアウトリーチ型支援など学校内外の支援をより一体的に結びつけていくことが課題です。

3 これまでの取組と成果・課題

(3) 学校内外の具体的な取組

【校内フリースペース】
アンケート調査から

現状

保護者が校内フリースペースに求めている役割は、「個人の尊重」と「心理的なサポート」です。

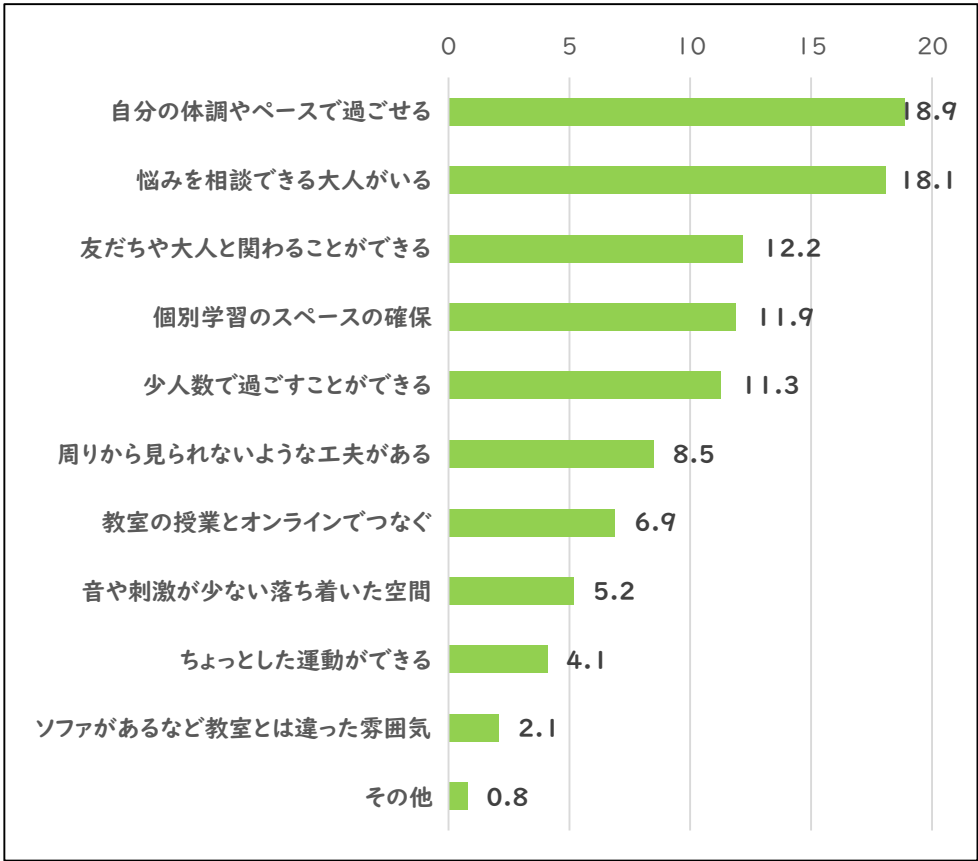
最も回答が多かったのは「自分の体調やペースで過ごせる」、次いで「悩みを相談できる大人がいる」でした。保護者は、子どもが無理をせず自分らしくいられる環境や、信頼できる大人による見守りといったソフト面を最重視しています。

一方で、ソファなどの設備やちょっとした運動といった項目は優先度が低くなっており、単なる「遊び場」や「休憩室」ではなく、「教室以外の学びと安心の居場所」としての機能を期待する保護者の姿勢が色濃く反映された結果となっています。

課題

過ごし方のニーズについて、「他者との関わり」を期待する一方で、「個別学習」や「少人数」であることを求める声もほぼ同等に存在します。この結果を、今度の校内フリースペース運営に反映させていくことが大切です。

図19【市内小中学校保護者へのアンケート調査（令和7年12月実施）】
【保護者】校内フリースペースで大切だと思うこと



※資料：守谷市「保護者アンケート」

3 これまでの取組と成果・課題

(4) 今後に向けて

学習支援・多様な学びの場の確保

本市では国の「COCOLOプラン」に基づき、「フリースペースはばたき」や校内フリースペース等の居場所の充実を図ってきました。しかし、不登校の長期化に伴う学習の遅れや進路確保への対応が困難な状況にあり、オンライン支援やフリースクール等との連携を含めた、学習指導要領に沿った「誰一人取り残さない学びの保障」に課題があります。既存施設では対応しきれない「学びを求める居場所」の創設、特に、「学びのリスタート」が実現できる「新たな学びの場」の創設が最も重要な課題として残っています。その実現のために、以下の体制を構築します。

- 多様な学習形態の導入
- 学び直し(リスタート)支援
- 「新たな学びの場」の創設
- 進路支援の徹底

①フリースペース「はばたき」 不登校児童生徒への支援体制の構築

不登校児童生徒数は増加傾向にあり、本人および保護者のニーズは複雑化・多様化しています。

- 環境整備
- 体制強化
- 人材確保
- 外部連携

②スクールソーシャルワーカー 組織対応力強化と教職員の資質向上

関係機関と連携し、組織での対応力を強化するため、教職員とともに以下の研修と組織的支援を実施します。

- 実践的研修の実施
- 専門機関との連携
- 支援ツールの活用
- 組織的支援の徹底

③校内フリースペース 校内支援体制の見直し

校内フリースペースの利用者は増加しており、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

- 組織的支援の強化
- 学内リソースの最適化
- 情報共有の円滑化

第 2 章

～不登校対策の基本的な考え方と 具体的な取組～

I 基本方針

守谷市の「教育目標」である「新しい時代をたくましく生き抜く人づくりを目指して」を踏まえ、本市における今後の不登校対策を推進していく上での基本的な考え方として、次に掲げる「基本方針」を定めます。

基本方針

- 全ての子どもたちの思いに寄り添い、一人ひとりの可能性を広げる取組を推進します。
- 誰一人取り残さず、子どもたちの「安心して居場所・多様な学びの居場所」を確保し、社会的自立へとつなげていきます。



守谷市教育目標

新しい時代をたくましく生きぬく人づくり

～時代の壁を乗り越えて、
守谷はこれからもウェルビーイングな教育を目指します～

方策1

魅力ある安全・安心な学校づくり

～学びたいと思える場、過ごしたいと思える場を創る～

方策2

複層的な学びの支援

～学びたいと思った時に 学びたい場所につながる～

方策3

チームで支え合う支援体制の構築

～コーディネーターを主軸としたしなやかな連携～

2 取組の目標・方策・方向性

目 標

自らの未来・自らの幸せを自らの力で創り上げていく子どもの育成

「基本方針」を踏まえ、今後の守谷市の進むべき姿として、不登校支援の目標の達成に向けて**3つの方策**を定めると共に、その実現に向けて**9つの取組**を推進していきます。

方 策	取 組
方策1 魅力ある安全・安心な学校づくり ～学びたい、過ごしたいと思える場を創る～	取組1 児童生徒を主体とした学校づくり 取組2 誰もが夢中になれる授業づくり 取組3 安心・信頼できる環境づくり
方策2 複層的な学びの支援 ～学びたいと思った時に学びたい場所につながる～	取組1 心に寄り添うことを基本に 取組2 柔軟な学びの場の確保 取組3 学びの内容・方法の柔軟性
方策3 チームで支え合う支援体制の構築 ～コーディネーターを主軸としたしなやかな連携～	取組1 チーム援助の充実 取組2 教育現場のアップデート 取組3 登校支援コーディネーターの活用

方策1

魅力ある安全・安心な学校づくり ～学びたいと思える場、過ごしたいと思える場を創る～

全ての児童生徒が、学校に来ることを楽しいと感じ、多少の困難を乗り越えながらも、日々登校できることを基本と考えます。そのために、学校は、誰もが、楽しんで・語り合い・尊重し合える環境を整え、学びたい、過ごしたいと思える場を創り、不登校の未然防止を徹底し、早期支援を行います。

参考資料2(P.51)

取組1

児童生徒を主体とした学校づくり

【未然防止の徹底・発達支持的生徒指導】

全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じることができるよう、一人ひとりを主語にする教育活動を実践し、子どもが自らの可能性を伸ばすことができる教育環境を整備します。

取組2

誰もが夢中になれる授業づくり

【未然防止の徹底・発達支持的生徒指導】

全ての児童生徒が学びたいと思える学び・学びの場となるように、児童生徒が自分の「好き」を発見しながら、自分から・自分のペースで・他者と対話し、支え合いながら、共に学ぶスタイルを構築します。

取組3

安心・信頼できる環境づくり

【未然防止の徹底・発達支持的生徒指導 早期支援課題早期発見対応（長期化への対応・困難課題対応的生徒指導）】

全ての児童生徒にとって学校が安全基地となるように、一人ひとりを主語にする教育活動を実践し、子どもが自らの可能性を伸ばすことができる教育環境を整備します。

取組 1

児童生徒を主体とした学校づくり

★もりやビジョン★

- ・「未来の守谷ミーティング」
児童生徒×市長・教育長との対話
- ・「幸せな学校づくりミーティング」
児童生徒×校長・教職員との対話

対話・話し合いを大切にした実践・支援・対応を行い、子どもが自らの可能性を伸ばす力を育てていきます。

取組 2

誰もが夢中になれる授業づくり

★守谷型ラーニングスタイル★

- ・生成AI×探究的な学び
＝深い学びへの転換
- ・さがかけタイム（仮）
- ・インクルーシブ教育

誰もが夢中になれる「わかる・楽しい」授業づくり、学びを実践し、子どもの学ぶ意欲を高めていきます。

取組 3

安心・信頼できる環境

★いじめ・不登校ゼロパック+★

- ・いじめ防止プログラム
- ・きらめきフォーラム
- ・いじめ・不登校フローチャート

自他共に尊重できる心の育成を図り、子どもの小さなSOSも見逃さず確実に対応します。

方策2

複層的な学びの支援

～学びたいと思った時に、学びたい場所につながる～

全ての児童生徒の学びを保障するために、多様な学び・学びの場を確保し、児童生徒が学びたいと思ったときに学びたいと思った場所につながることでできる環境を整え、不登校への早期支援、長期化への対応を行います。

取組1

心に寄り添うことを基本に

【早期支援・課題早期発見対応 長期化への対応・困難課題対応的生徒指導】

市フリースペース「はばたき」、校内フリースペースにおける活動内容の充実・改善を図り、児童生徒、保護者の思いを導入した柔軟性のある学びを保障します。

取組2

柔軟な学びの場の確保

【早期支援・課題早期発見対応 長期化への対応・困難課題対応的生徒指導】

ハイブリッド型不登校対策モデル【本校先行実施型学びの多様化学校＊分校 本校登校支援室「アイリス」設置】（R8～予定）の構築、実践を通して、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに、学びたい内容を学びたい場所につなぐことでできるシステムを確立します。

取組3

学びの内容・方法の柔軟性

【早期支援・課題早期発見対応 長期化への対応・困難課題対応的生徒指導】

児童生徒一人ひとりが自らの学びを選択・決定するプログラムを作成、実行し、個の特性や能力、興味・関心に基づいた柔軟な学びを保障します。

取組 1

心に寄り添う ことを基本に

★市フリースペース 校内フリースペース★

- ・ 学びと社会に繋がる居場所
- ・ 柔軟性のある学びの場
- ・ 新しい学びの場

活動内容の充実・改善を図り、児童生徒が学びたいと思ったときに、学びたい場所や学ぶ内容があることを保障していきます。

取組 2

柔軟な学びの場の 確保

★ハイブリッド型不登校対策モデル★

- ・ 本校登校支援室「アイリス」設置
(R8予定)
- ・ 学びの多様化学校（分校）設立
(R10開校予定)

参考資料3 (P.52)

生徒の「学びたい」という意欲を大切にし、安心して学びを再開できる場の充実に努めます。

取組 3

学びの内容 方法の柔軟性

★柔らかな学びプログラム★

- ・ 生徒が自らの学びを決める
- ・ 多様な体験活動
- ・ 失敗や試行錯誤を価値づける
学びの風土の醸成

児童生徒の学ぶことへの抵抗をやわらげ、学びへの意欲を高めていきます。

複層的な学びの支援のイメージ

多様な学び

- ・ 特設教科-探究学習-
- ・ オンライン・コンテンツの配信
- ・ 生成AI
- ・ メタバースを活用した学び
- ・ 学び直し・コース別学習
- ・ 体験学習

多様な学び・交流の場

- ・ 在籍学校・在籍学級・校内フリースペース
- ・ パイロット校（中学校）登校支援室（R8）
- ・ 学びの多様化学校分校（中学校）（R10）
- ・ 総合教育支援センターフリースペース「はばたき」
- ・ 民間フリースクール
- ・ 自宅（オンライン等）
- ・ 通信制高校【ほっとあっとStation等の取組】

複層的な学びの支援のイメージ

児童生徒自身が
学び・学びの場
を決める

自
オンライン

在籍学校・在籍学級

民間フリースクール

児童・生徒

在籍学校
校内フリースペース

市総合教育支援センター
フリースペース「はばたき」

通信制高校
【ほっとあっとStatio等nの取組】

パイロット校（中学校・本校）
登校支援室：アイリス（R8）

学びの多様化学校
（中学校・分校）R10

方策3 チームで支え合う支援体制の構築 ～コーディネーターを主軸としたしなやかな連携～

児童生徒一人ひとりには、異なる不登校の要因・背景をもっています。「チーム」による校内支援体制及び関係機関、地域との連携を強化し、全ての児童生徒及びその保護者に応じた切れ目のない支援を実施することで、不登校への未然防止の徹底、早期支援、長期化・更なる長期化への対応を行います。

取組1

チーム援助の充実

【早期支援・課題早期発見対応 長期化、
更なる長期化への対応・困難課題対応的生徒指導】

校内だけでの対応では困難な場合、支援を学校内で閉じずに、学校外にある専門機関、地域の方々、民間のフリースクール等、守谷市全体で連携して、子どもや家庭を支援していきます。

取組2

教育現場のアップデート

【未然防止・発達支持的生徒指導 課題未然防止教育 早期支援
課題早期発見対応 長期化、更なる長期化への対応
困難課題対応的生徒指導】

学びの多様化学校やその取組のノウハウを生かして、校内外における教員研修の充実、オンライン等を活用した効率的な研修の実施を通して、指導者・支援者の「不登校に対する認識、不登校の要因及び不登校児童生徒への対応」に関する意識改革を促進し、学校に閉じない全ての子どもの居場所・学びを保障していきます。

取組3

登校支援コーディネーターの活用

【未然防止・発達支持的生徒指導 課題未然防止教育 早期支援
課題早期発見対応 長期化、更なる長期化への対応
困難課題対応的生徒指導】

登校支援コーディネーターの育成を図り、その役割を明確にし、学校、学校外の機関等多様な支援者による「チーム」支援体制の構築をはかり、継続的な支援を実施していきます。

取組 1

チーム援助の の充実

★多様な外部機関との連携★

- ・総合教育支援センター、のびのび子育て課、社会福祉協議会、医療、民間団体、企業等の関係機関との連携によるきめ細やかな支援
- ・SSWによるアウトリーチ型支援

チーム援助体制の見える化を図り、子ども・保護者のニーズに即した支援を確実に行っていきます。

取組 2

教育現場の アップデート

★教職員研修の充実★

- ・構内外における教員研修の充実、オンラインを活用した効果的な研修の実施
- ・多様な支援者による開かれた援助チームの構築

「不登校」に対しての意識の改革を図り、一人ひとりの子どもの実態に即した支援を行います。

取組 3

登校支援コーディネーターの活用

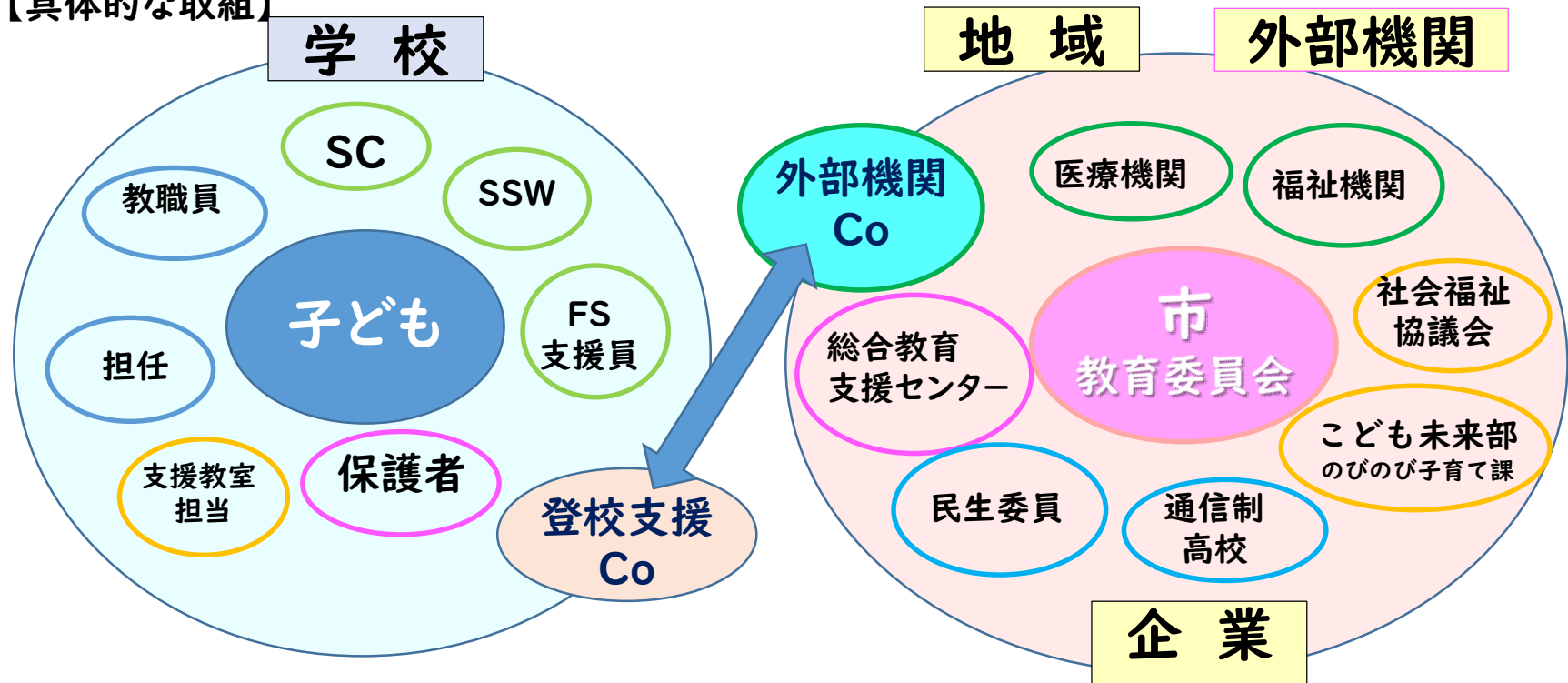
★チーム援助体制の構築★

- ・登校支援コーディネーターの設置
- ・登校支援コーディネーターと外部機関コーディネーターのスムーズな連携

登校支援コーディネーターの活用を通して、チーム援助の強化を図り、効果的な支援につなげていきます。

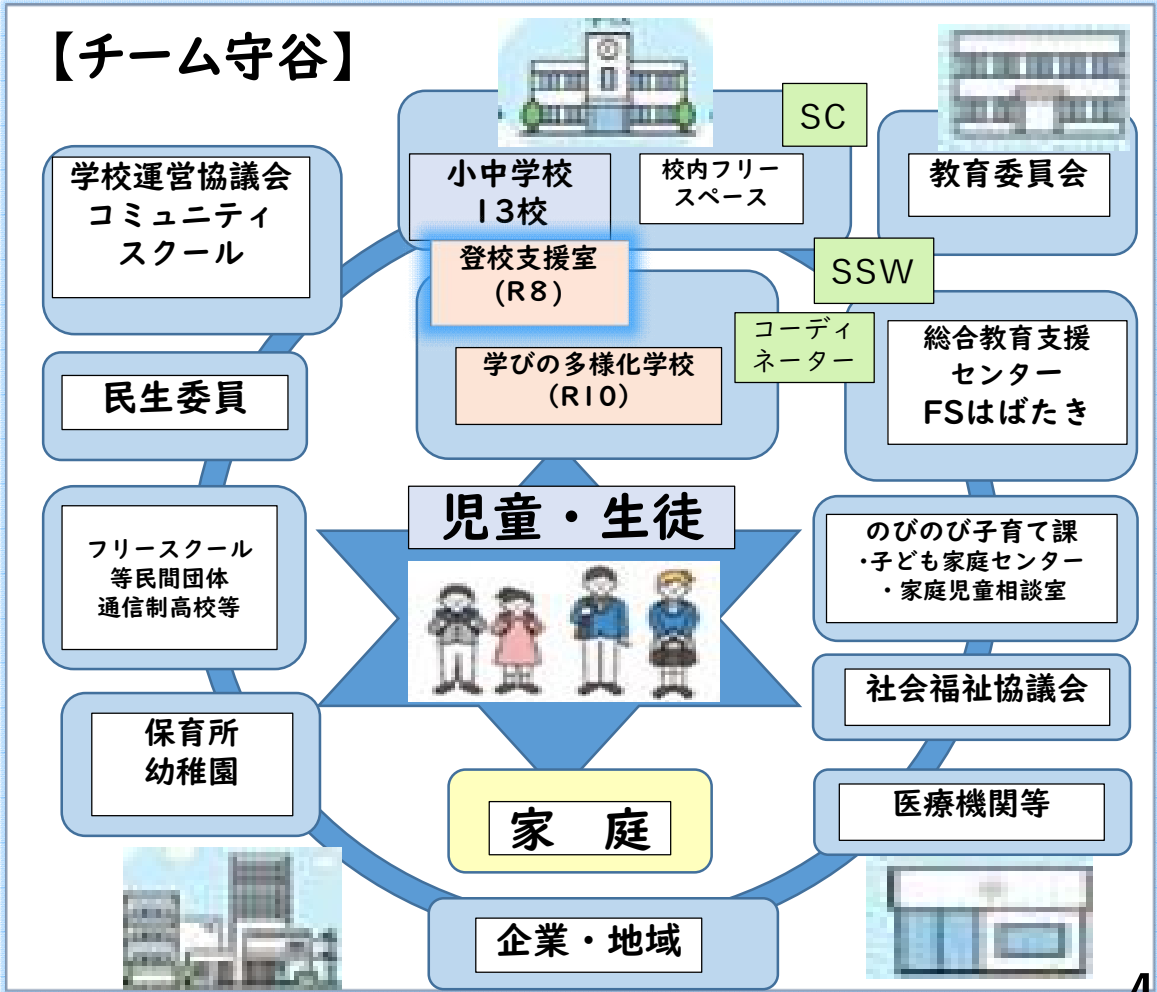
コーディネーターを核としたチーム援助体制

【具体的な取組】



3 連携・協力体制

守谷市・教育委員会、市立学校、守谷市総合教育支援センター、家庭、地域、企業等の社会その他の関係機関が相互に連携し、複層的な対策を効果的に推進します。



4 推進と管理

取組状況を次の調査等を通じて把握するとともに、**PDCAサイクルのマネジメントによる評価・改善**を毎年度実施し、より**実効性のある対策**を目指します。

【調査一覧】

- ◇[文部科学省] 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
- ◇[文部科学省] 全国学力・学習状況調査
- ◇[茨城県] 学力診断のためのテスト
- ◇[茨城県] 不登校児童生徒数の推移調査・不登校児童生徒への支援状況調査
- ◇[守谷市・各学校] 学校生活のアンケート
- ◇[守谷市・各学校] 学校評価アンケート
- ◇[守谷市・各学校] 進路状況調査

	目標指標	現状値 R7	目標値 R12
方策1	学校の魅力についての質問に対する肯定的な回答の割合が8割を超えた項目数 ①学校が楽しい ②学習が面白い、楽しい ③友達や周りの人の考えを大切にしてお互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる ④授業で課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる ⑤自分たちの学びや生活をよくするための話合いや活動に取り組んでいる （全国学力・学習状況調査①③④）	小 項目 中 項目	小 5 項目 中 5 項目
方策2	不登校児童生徒のうち学校及び教育支援室やフリースクール等において相談・指導や支援を受けた児童生徒の割合 （児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）	小 % 中 %	小 100% 中 100%
方策3	中学校卒業時に進路先が決定している生徒の割合 （進路状況調査）	中 %	中 100 %

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」 文部科学省 令和5年（2023）年3月

⇒ 不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめる。

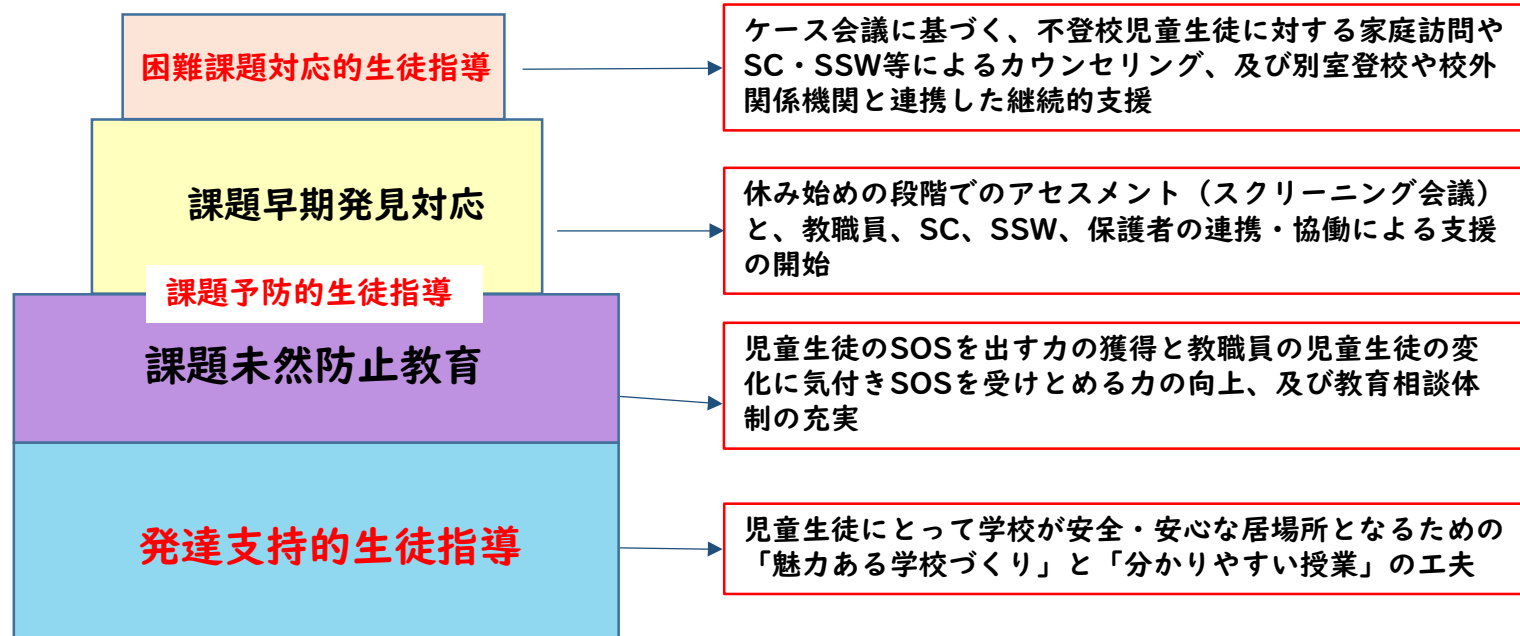
- 今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。



生徒指導提要

文部科学省 令和4年（2022）年12月

不登校に関する生徒指導の重層的支援構造





学びの多様化学校

I 国の動向

平成28年(2016年)

「教育機会確保法第10条」(平成28年法律第105号):不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保の必要性を規定



令和元年(2019年)

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」:多様な教育機会を確保することの必要性



令和5年(2023年)

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」
:児童生徒全ての学びの場の確保、「学びの多様化学校」設置推進



令和8年(2026年)

守谷市不登校対策基本方針

守谷市教育委員会は、本方針を策定し、「誰一人取り残されない学びの保障」を実現するための支援体制の構築を目指します。教育委員会のみならず、関係する市長事務部局や関係機関・団体とも緊密に連携し、総合的な不登校対策の実施に向けた取り組みを進めていきます。

2 学びの多様化学校とは

(1) 学びの多様化学校設置に向けた背景

国は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」において、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境をととのえることを目指しています。

学びたいと思ったときに多様な学びにつながるできるよう、児童生徒個々のニーズに応じた学びの場の一つとして「学びの多様化学校」設置を示しています。

(2) 学びの多様化学校(不登校特例校)とは

(1) 定義

不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施する指定の学校(学校教育法第1条)を指します。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められた場合、文部科学大臣が学校教育法施行規則第56条に基づき(第79条中学校)、第79条の6(義務教育学校)、第108条(中等教育学校)において準用、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらず特別の教育課程を編成して教育を実施できる学校で、国は全国に300校の設置を目指しています。

(2) 設置形態

- ①本校型……本校として設置する学校型
- ②分校型……本校と分離して設置する分校型
- ③分教室型……一部の学級のみを多様化学校として設置
- ④コース指定型……高等学校において一部コースを学びの多様化学校として指定

学びの多様化学校 設置状況

【R6年4月時点】
19の都道府県(12)*・指定都市(7)に35校
*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する学びの多様化学校がある都道府県を計上。

【R7年4月時点】
29の都道府県(19)*・指定都市(10)に58校
(23校が新規開校)

設置状況			
	学校数	都道府県数	指定都市数
R6	35	12	7
R7	58	19	10

(参考)学びの多様化学校とは

- ・学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数を柔軟化することなどができる学校(小・中・高等学校)。
- ・学校の管理機関(教育委員会・学校法人)からの申請に基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、関係法令に基づき、学校を指定するもの。

学校種別設置状況(令和7年度)

- 小学校: 12(8)校 中学校: 40(25)校
- 高等学校: 11(6)校

※小中一貫校は小学校及び中学校にそれぞれ計上しているため学校総数と一致しない

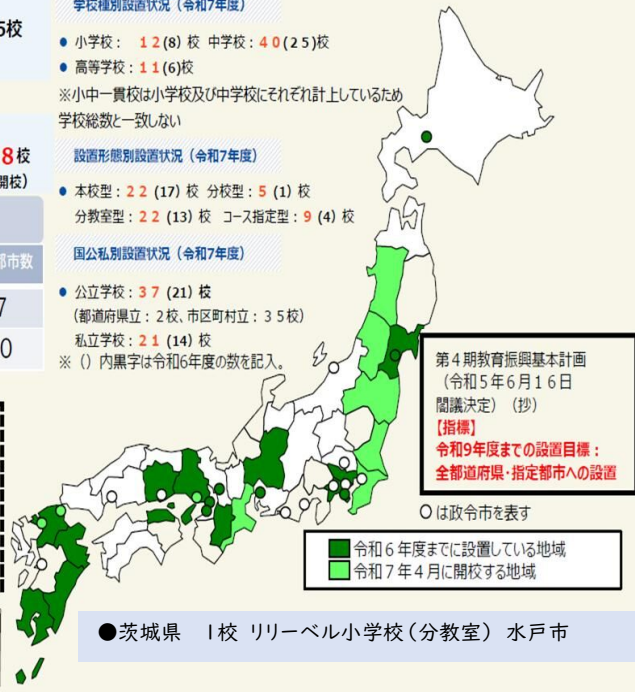
設置形態別設置状況(令和7年度)

- 本校型: 22(17)校 分校型: 5(1)校
- 分教室型: 22(13)校 コース指定型: 9(4)校

国公私別設置状況(令和7年度)

- 公立学校: 37(21)校
(都道府県立: 2校、市区町村立: 35校)
- 私立学校: 21(14)校

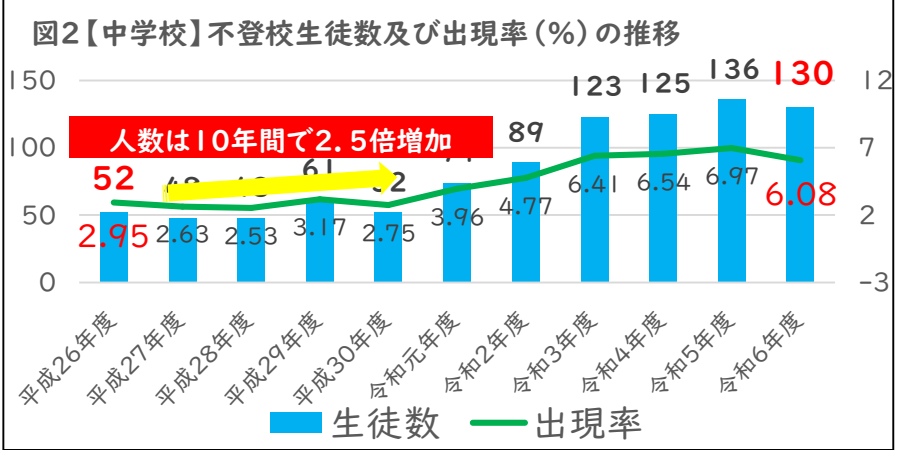
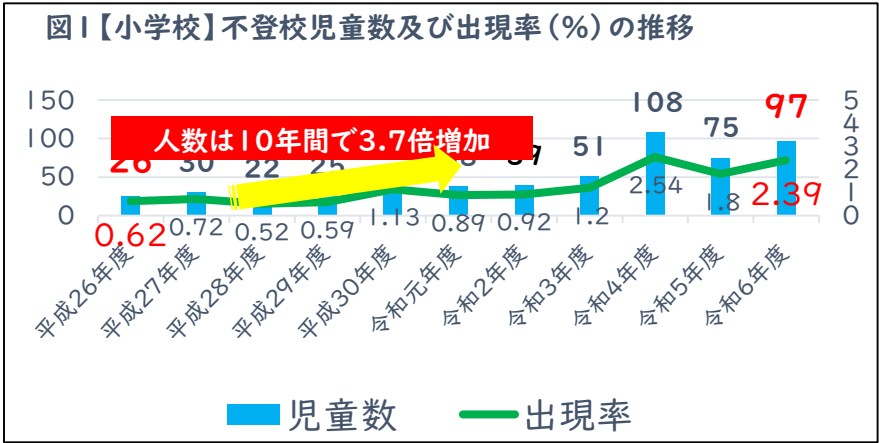
※()内黒字は令和6年度の数を記入。



- 千葉県 2校 習志野市立袖ヶ浦西小学校 習志野市、浦安市立浦安中学校(分教室) 浦安市
- 神奈川県 4校 鎌倉市立御成中学校(分校) 鎌倉市 ほか
- 東京都 13校 八王子市立高尾山学園。八王子市 世田谷区立世田谷中学校(分教室) 世田谷区

3 守谷市の不登校児童・生徒の現状と課題

(1) 守谷市における不登校児童生徒数及び出現率(図1・2) ※不登校:欠席30日以上



※資料:守谷市「不登校等調査」

※第1章(3)P.6

(1) 不登校児童生徒数及び出現率⇒中学校が増加傾向

- ① 不登校児童生徒数
 - ・令和6年度227名(小学校97名,中学校130名)
 - ・令和2年度128名(小学校39名,中学校89名)から1.8倍増加
- ② 不登校出現率(令和6年度)⇒中学校は小学校の約2.5倍
 - ・小学校 2.39% ・中学校 6.08%

(2) 不登校対策の状況等

※第1章(3)P.30

① フリースペース「はばたき」

- ・令和6年度通室者19名(小学校5名,中学校14名)

※第1章(3)P.32

② スクールソーシャルワーカー

- ・令和6年度相談人数174名(小学校106名,中学校68名)
- ➡令和3年度27名(小学校16名,中学校11名)から6.4倍増加

※第1章(3)P.33

③ 校内フリースペース利用者

- ・令和6年度利用者124名(小学校52名,中学校72名)
- ➡令和4年度78名(中学校)から1.6倍増加

3 守谷市の不登校児童・生徒の現状と課題

(2)本市において不登校（傾向）にある児童生徒への対応（図3）

【図3】	区 分	対 応	対象人数
☐ 在籍校に行くことができる ☐ 自分のクラスに入ることができる ☐ 休みがち		学級担任等による登校支援	大半
☐ 在籍校に行くことができる ☐ 自分のクラスに入りづらい		校内フリースペース	小64名 中52名
☐ 家から出ることはできる ☐ 在籍校に行くことができない ☐ 学校で学び直し、進学の見通しをもちたい		受け皿がない	想定 30名 程度*
☐ 家から出ることはできる ☐ 学校に行くことができない ☐ 学校とは別の居場所が必要		フリースペースはばたき （総合教育支援センター内）	小4名 中13名
☐ 家から出ることができない		SSW、相談員によるアウトリーチ支援など	小中58名

* 想定30名程度の根拠：フリースクール通学生12名/130名（不登校生徒数）＝9%、他市の状況など

3 守谷市の不登校児童・生徒の現状と課題

(3)本市内中学校4校において不登校（傾向）にある生徒の状況（図4）

段階	【図4】 守谷市内4中学校における全生徒数：1,894（人）	対象生徒数 309（人）	
1	ほぼ登校でき、在籍校・在籍教室に行くことができる：心理的不安、元気がない 登校しづる	42	176
2	遅刻・欠席がしばしばある：週1日～2日程度の欠席	50	
3	遅刻・欠席が増えている：週3日（半分）以上の欠席	84	
4	校内フリースペースへの通室ができている	46	112
5	放課後登校ができている	8	
6	学校以外の施設（はばたき【R7:小4名・中13名】・フリースクール等）への定期的な登校ができている	19	
7	学校以外の施設（はばたき・フリースクール等）への定期的な登校ができていないが、外出することができる	39	21
8	外出は難しいが、家で家族と関わり、家庭内で落ち着いた生活を送っている	21	
9	部屋に閉じこもり、家族ともほとんど顔を合わせない。ほとんど自室から出ることができない。生活リズムの乱れが大きい	0	
総計		309	309

学びの多様化学校対象（30名程度）＊
家から出ることができ、学校で学びたい。
学びを保障する公的な受け皿がない

3 守谷市の不登校児童・生徒の現状と課題

(4)本市小中学校における不登校(傾向)児童生徒の意見から

市内全児童生徒・保護者対象「児童生徒が安心して過ごせる学校づくりに関するアンケート(12月実施)」から

アンケートの結果、児童生徒は「話を聴いてほしい」「否定せず寄り添ってほしい」という情緒的サポートを最も強く求めていることが分かりました。

また、「無理に登校させない」「自分のペースで学習したい」といった登校の柔軟性と環境調整を求める声も多く、個別状況に応じた選択肢の提供が急務です。さらに、不干渉を望む声や担任・親以外への相談ニーズも一定数あり、適切な距離感の見極めと相談窓口の多角化が重要となります。

今後は、指導中心の関わりから、児童生徒の「理解」と「選択」を尊重し、個々のペースに伴走する支援体制へのシフトが求められます。

図5【児童生徒】「登校しづらい」と思ったときに、助けてもらいたいことについて(自由記述)

1. 情緒的サポート・傾聴	56
・話を聴いて欲しい ・共感・認めて欲しい ・否定せずに寄り添って欲しい ・励まして欲しい	
2. 休息・登校の柔軟性	24
・無理に登校させないで欲しい ・休ませて欲しい ・遅刻や早退を許して欲しい ・自分のペースで登校したい	
3. 環境・制度の調整	18
・オンラインで授業を受けたい ・1人になれる場所・部屋が欲しい ・登下校時間を変更して欲しい ・少人数クラスにしてほしい	
4. 対人関係の改善	18
・いじめの解決 ・友達との仲直りの手助け ・嫌な人と話して欲しい ・学級の雰囲気をよくしてほしい	

5. 学習面での支援	13
・勉強を教えて欲しい ・個別のペースで勉強したい ・厳しい指導をやめて欲しい	
6. 不干渉・そっとしておく	12
・ほっておいて欲しい ・何も言わないで見守ってほしい ・過剰な反応をしないで欲しい	
7. 相談先の多様性	7
・知らない人と相談したい ・担任や親以外の相談相手が欲しい ・スクールカウンセラーへの相談	
8. その他	42
・家庭環境(家族の声の大きさ、習い事等) ・わからない、特になし	

3 守谷市の不登校児童・生徒の現状と課題

(5)本市中学校4校における不登校（傾向）児童生徒の保護者の意見から

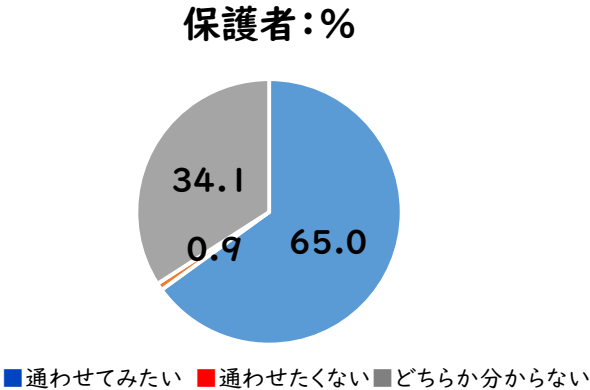
市内全児童生徒・保護者対象「児童生徒が安心して過ごせる学校づくりに関するアンケート(12月実施)」から

不登校になった場合においても進学や就業を見据えた「学習の保障」「個に応じた多様な学びの場」を求める声が中学生保護者から多数寄せられました(問1)。
「学びたいと思ったときに学べる環境」の提供については、現在の不登校対策では補完できていない、受け皿のない状況にあります。

図6【保護者】学校もしくは登校できるが教室に入りにくくなったお子様に対する学校や学校以外の機関・施設による支援全般について(自由記述)

1. 校内支援・環境(フリースペース等)	18
・校内フリースペースの活用 ・別室登校の体制 ・安心できる居場所の確保 ・入り口からの距離など設置場所への配慮	
2. 学習支援・オンライン対応	12
・学習の遅れへの不安 ・オンライン授業の利用・出席使い ・個別の学習支援、5教科別学種の要望 ・無理な登校と促さないでほしい	
3. 教員・専門スタッフ(SC/SSW)の対応	15
・カウンセラーの質や相性 ・スタッフ交代時の引き継ぎ不足 ・不登校への理解不足 ・先生方への感謝	
4. 学校外施設(フリースクール等)の充実	13
・守谷市内の施設不足	

図7【保護者】学びの多様化学校が設立されたら通わせてみたいか

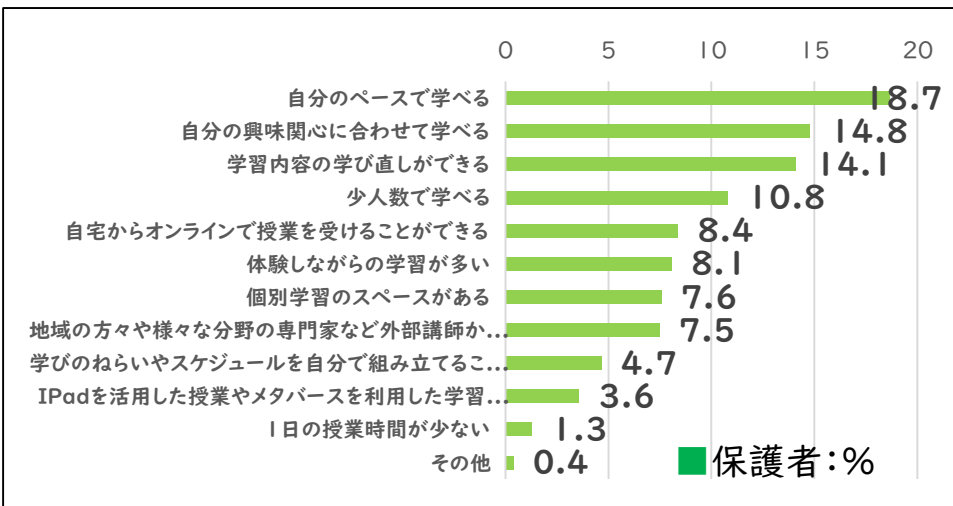


保護者の「学びの多様化学校に通ってみたいか」に対する回答では、「通わせてみたい」が65%と最も多く、「通わせたくない」は、わずか0.9%でした。「新たな学びの場」として、「学びの多様化学校」の設立を望み、期待している保護者が多いことが分かります。

3 守谷市の不登校児童・生徒の現状と課題

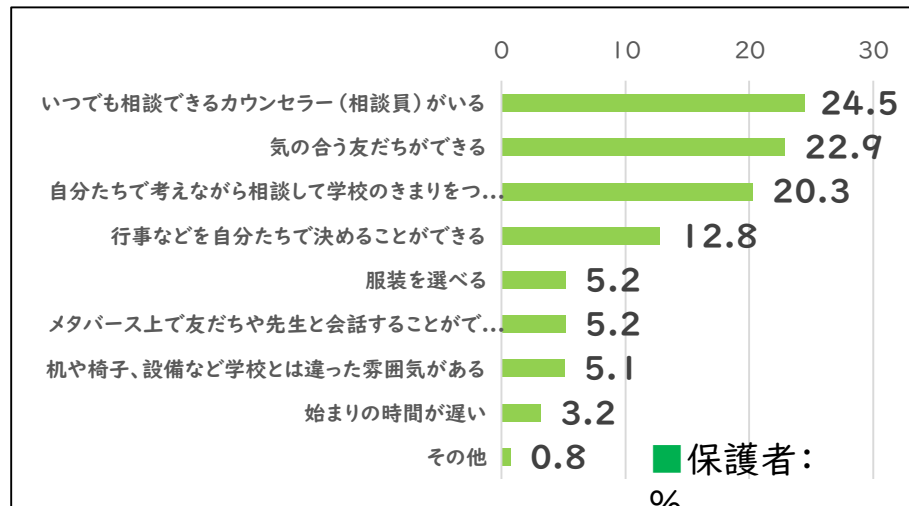
(6)「学びの多様化学校」設立に係る保護者アンケート調査から

図8 「学びの多様化学校」の学習について期待したいこと



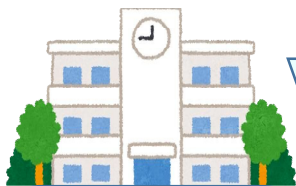
保護者は、「自分のペースで学べる」、「自分興味関心に合わせて学べる」、「学習内容の学び直しができる」の回答が多く、子ども一人一人の思いや状態・学力に合わせた個別最適の学びの実践が期待されていることが分かります。また、「オンライン学習への期待」も多く、子ども自らが自分の学びのスタイルを選択できることも重要である。

図9 「学びの多様化学校」の生活について期待したいこと



保護者は、「いつでも相談できる相談員の存在」を最も重視しており、心理の専門職であるSCへの強い期待がうかがえます。また、校則や行事の決定に子供が関与することを望む声も多く、児童・生徒が主体となる学校運営が求められています。学習においては個別最適なペースを重視する傾向にありますが、同時に「気の合う友だち」という対人関係の構築も求められており、自立と協調の両立が必要であると考えられます。

守谷市不登校児童生徒への支援構想(案)



チーム学校

校長・教頭
教職員・養護教諭・
学校事務職員等
SC・SSW・FS支援員
校内ケース会議

フリースペース
「はばたき」
総合教育支援センター

児童生徒全体への アプローチ

1次支援

<行き決りを生み出さない・
未然防止>

2次支援

<不登校の未然防止
・早期支援>

3次支援

<切れ目のない学びの提供
長期化への対応>

4次支援

<相談・連携強化・さらなる
長期化への対応>

不登校状態への アプローチ

1次支援:学級担任等による登校支援

- 学校内のチーム対応強化(研修、会議、制度周知等)
- スクリーニング会議(アセスメント)等による早期発見・早期対応
- 本人・保護者との相談、家庭への働きかけ

2次支援:校内フリースペース等

- 学校内のチーム対応強化(ケース会議、SC・SSW・FS支援員との連携)
- 校内での居場所づくり(学習状況に応じた支援・ICT活用)
- 本人・保護者との相談、家庭への働きかけ、多様な関係機関との連携

学びを保障する公的な受け皿がない (R7現在)

3次支援:学びの多様化学校(分校)設置 (R10予定)

登校支援室(本校)設置 (R8予定)

- 学校内外のチーム対応強化(ケース会議、SC・SSWとの連携)
- 柔軟な教育課程・複層的な学びのスタイル・ICTの活用等
- 学校以外の施設(はばたき・フリースクール等)、関係機関との連携

4次支援:SSW・相談員によるアウトリーチ支援

- 学校内のチーム対応強化(ケース会議、SC・SSW・FS支援員との連携)
- 社会とのつながりの場の提供(相談機能の重視・家庭訪問等)
- 学校・家庭との連携、家庭への働きかけ、多様な関係機関との連携

支援の 視点を 周知

<社会的自
立に向けた
支援>

○休養時
間としての
意味
○自分を
見つめ直す
等の意味

▲学業の
遅れ
▲社会的
自立へのリ
クスが存在

4 学びの多様化学校概要案

校内フリースペース・フリースペース「はばたき」学びの多様化学校の違い

区分	校内フリースペース	フリースペース「はばたき」	学びの多様化学校
目的	在籍校内での休息・自習	心の安定・社会性の育成	学力の保障・社会的自立
学習内容	自主学習がメイン	体験活動重視の学習支援	柔軟な教育課程
授業時数	在籍校に準ずる	個別の学習状況に応じる	年間875時間（約2割削減）
指導体制	市支援員による見守り	市指導員による支援	6人の教員(予定)+市スタッフ
位置付け	学校内の居場所	学校外の居場所	学びのリスタートの場

4 学びの多様化学校概要(案)

(1) 設置目的

学びたい気持ちがありながらも、様々な要因で在籍校に通うことが困難になっている生徒のために、授業時間や学習内容などを柔軟に対応することができる「**学びの多様化学校(分校)**」を設置し、不登校生徒一人ひとりに応じた多様な支援を行い、学力やコミュニケーション能力を身に付けることにより、社会的自立(「こんな人になりたい」「こんな仕事をしたい」など、卒業後、自分の将来をイメージできるまで成長できる)を目指す。

(2) 学校の特色(目指す学校像案)

不登校生徒が「自分らしく学び、人とつながり、可能性を広げることができるような学校」とする。自らチャレンジしやすい学校生活の工夫や自分のペースで学べるような多様な学びの充実を目指す。

基本姿勢

- 子どもたちの「学ぶ意志」を大切にする。
- ☐ 生徒が、学ぶ場所を選択する。
 - ☐ 生徒が、学ぶ内容を選択する。
 - ☐ 生徒が、学ぶ方法を選択する。

目指す学校像を実現するための特色

【特色1】ゆとりある学校生活・授業時数

- 年間授業時数(既存中学校は1015時間) **875時間(2割減)**
- 登校時刻**9:30**(既存の中学校8:20頃)、下校時刻**15:30**に設定
- 1単位時間**45分**(既存中学校は50分)に設定
- 校則弾力化(校則は設定せず、ルールを決める際は生徒と教師が話し合い決定)

【特色2】体験や探究を重視した学習活動

- 各教科等の授業時数の一部を削減した特別教科の新設
- 授業は「習熟度別」「学年別」「異学年」「全員」など、多様なスタイルで実施。生徒同士の関わり合いや学び合いの場面などを工夫。
- 「学び直し(チャレンジ学習)」ができる個別学習の時間を設定。
- 企業・地域と連携した「体験・探究活動」を設定。実社会で「生きる力」を育み、「社会的自立」を促す。

【特色3】安心して学校生活を過ごせるサポート体制

- 授業では複数の教職員が関わるほか、総合教育支援センターと連携した多様な職種(スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW))による面談等の体制を構築し、心理的な不安等の軽減に努める。

4 学びの多様化学校概要(案)

(3) 学びの多様化学校(イメージ)

～1日の流れ～
カリキュラム(例)

登校9:30

- ・始業時間を工夫しゆっくり登校

チャレンジ学習午前1校時

- ・学び直しや検定問題に取り組む

教科等の授業午前2～3校時

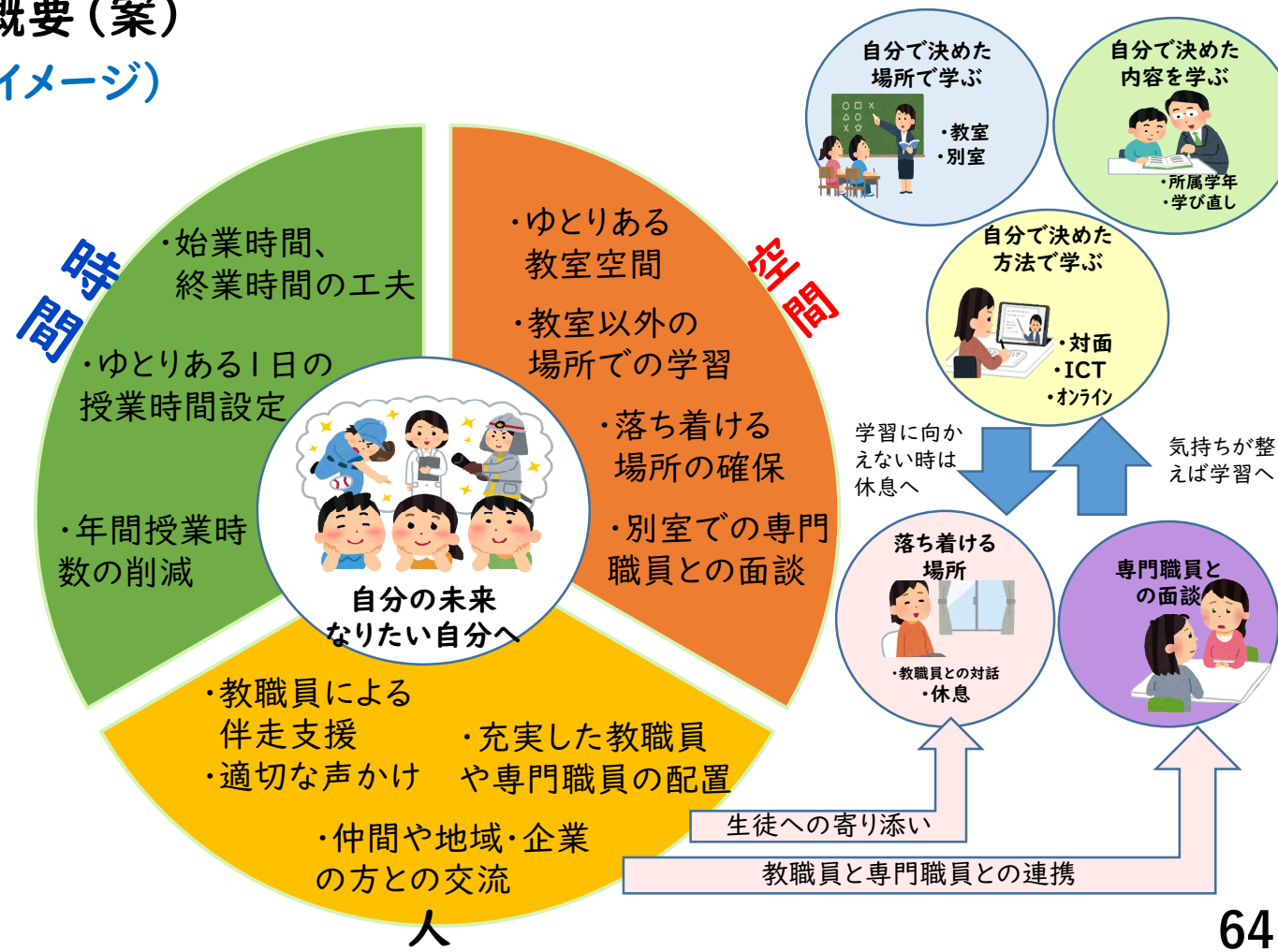
- ・各教科の学習の時間

体験活動・実習午後(90分)

- ・特色ある教科の創設
- ・教科の枠を超えた探究学習、校外活動含む

下校15:30

- ・終業時間を工夫し早めに下校



4 学びの多様化学校概要(案)



(3) 学びの多様化学校(分校)のカリキュラム(例)

時 間	カリキュラム	内 容
09:30	登 校	徒歩、自転車、公共交通機関を利用して登校
09:30~09:40	朝のホームルーム	出欠・体調確認、1日の予定の確認
09:45~10:30	チャレンジ学習	学び直しや検定問題、AIドリル等に取り組む
10:40~11:25	学び①	各教科の学習の時間
11:35~12:15	学び②	学び①又はチャレンジ学習の時間
12:25~13:15	昼食・昼休み	弁当各自用意又は給食(※検討中)
13:20~14:50(90分)	体験活動・実習	総合・美術・音楽・技術・家庭科又は教科の枠を超えた探究学習、校外活動含む
15:00~15:30	帰りのホームルーム	1日の振り返り、次の日の予定確認、清掃
15:30	下 校	※最終下校は16:00

4 学びの多様化学校概要(案)

(4) 学びの多様化学校(イメージ)

子どもたち一人ひとりのペース・気持ちに寄り添う学校



★安心して学べる「新たな学びの場」

- 学びたいと思った時に、安心して学べるように、様々な教室やスペースを活用して学習できる環境があります。
- 市内にあることえ、通える範囲内でアクセスできます。
- 学びの多様化学校ならではの充実した教員・専門職員の配置を行います。

★特色ある柔軟なカリキュラムで、個々に応じた学びの実現

- 年間の総授業時数を工夫し、ゆとりをもった時間割を設定します。
- 一人ひとりの学習状況に合わせた学習をすすめます。
- 一人ひとりが、学習したいことをやりたいことを見つけて、目標をもって主体的に取り組みます。

★「学ぶ」と「働く」をつなぎ、「なりたい自分」をさがす・めざす

- 地元企業と学びの多様化学校が連携することで、地域のよさをいかした多様な体験活動・実習*を行います。
*実験・料理・お菓子教室、スポーツ体験、ものづくり、陶芸体験、イラスト・WEBデザイン体験、ドローン体験、メタバース企業訪問、まちおこし企画等
- 様々な体験活動を通して、将来の夢や目標を描ける機会を設けます。

★地域のみなさんに温かく見守られ、育まれる「生きる力」

- 地域の多世代の方々との学校内の菜園や学校行事などを通じて、日々の交流を行います。
- 人の温かさに触れることをとおして、コミュニケーション能力や人間関係構築力、社会性などの育成を図ります。

4 学びの多様化学校概要（案）

(5) 施設等の概要

名称	守谷市立けやき台中学校分校（仮称）
設置場所	旧アジュール施設（守谷市松ヶ丘六丁目）の一部を転用し設置
施設設置	普通教室（3）、実習室（1）、フリースペース、保健室、相談室、配膳室、職員室など
開校時期	令和10年4月 （不登校生徒数が増加傾向にあることから早急に開校する必要あり）
生徒受入数	学校全体で最大40名程度 （不登校を経験し、配慮を要する生徒が在籍することから少人数の学級を想定）
学区	守谷市内全域
対象者	①市内に住民登録のある中学校1～3年生の生徒 ②不登校状態又は不登校傾向にある生徒 ③学びの多様化学校で学びたいという思いがあり、保護者の理解・協力が得られる生徒 ④仮称「学びの多様化就学委員会」で当該校が最適な学びの場であると認められた生徒
人員体制	県費職員（7）：管理職（1）、教員（6） 市費職員（5）：スクールカウンセラー（1）、 学習支援ティーチャー（3）、事務職員（1）

6 見取り図案(1階部分)



※水色箇所・赤線で囲まれた場所

4 学びの多様化学校概要(案)

(7) 開校までのロードマップ

令和7年度

令和8年度

令和9年度

令和10年度

【準備着手】

- 施設現状調査
- 不登校対策検討委員会発足
- 不登校対策基本方針策定
- 学びの多様化学校マイスター派遣
- 学びの多様化学校(文科省申請)
- 教育課程編成

【施設整備】

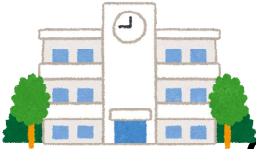
- 施設改修:
旧アジュール改修設計,工事
- 制度設計:
学校設置条例の制定
法令審査
文科省との協議(教育課程編成)
ガイドブック作成・PR
- 登校支援教室(本校)開設
- 特別な教育課程の運用開始

【募集整備】

- 施設改修:
旧アジュール改修設計,工事
物品購入、契約事務、納品・設置
- 募集:
入学説明会、体験入学
学校面談、生徒・保護者面談
検討委員会
- 体制構築:
スタッフの任用手続き

4月開校予定

- 本校の支援機能を分校へ移行・拡充
- 対象を市内全中学校へ拡大



すべての児童生徒が自らの未来・自らの幸せを、自らの力で創り上げていくために

～守谷市不登校支援基本方針～

令和 8 年 2 月 発行
守谷市不登校対策検討委員会

守谷市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画(案)

令和 8 年2月
守谷市教育委員会

目 次

1 計画の趣旨・現状	p.3
2 計画の期間	p.4
3 目標	p.4
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	p.5～10
5 関連する取組、今後のフォローアップについて	p.10

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

教職員の勤務状況を抜本的に改善し、心身ともに健康な状態で、専門性を最大限に発揮し、児童生徒の教育に邁進できる環境を構築することを目的とする。具現化のためには、単に在校等時間の削減を求めるだけでなく、業務の精選と徹底的な効率化を通じて、教職員の時間と心に「余白」を創出することが重要である。

創出された時間は、教材研究の深化、個別の児童生徒と向き合う質の高い時間、教職員自身の研鑽(教育のプロフェッショナルとしての成長)とすることで、守谷市の教育の質の保証と向上の実現を目指す。これにより、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させ、より質の高い教育を提供できるようにする。

本市は、子育て世代の転入が多く、未来志向の教育環境整備への期待が高い地域特性を有している。本計画は、こうした地域社会の期待に応えるため、教職員が職務に対する誇りと高い専門性を保持し、持続的な情熱をもって子どもたちと向き合えるよう、学校、教育委員会、そして保護者・地域社会が一体となった「教育コミュニティ」全体での支援体制を確立することを重視する。

守谷市教育委員会は、教職員の「ウェルビーイング」確保こそ、守谷市の未来創造の土台となるものであると捉え、より実効性のある「働き方改革」を推進する。

(2) 本市の現状

本市ではこれまで、守谷型カリキュラムマネジメントの展開や小学校教科担任制度の導入、校務支援システムの整備、プール授業の委託化などに取り組んできた。また、教職員の時間外在校等時間の助言に関する方針として、「守谷市学校管理規則(平成18年規則第5号)第24条に上限を定めている。

令和6年度の教職員の時間外在校等時間の状況については、以下のとおりであった。

校 種	年平均(月あたり)	月 45 時間を 上回る職員の割合	月 80 時間を 上回る職員の割合
小学校	26.52 時間	15.5%	0%
中学校	36.42 時間	20.2%	1%

依然として、時間外在校等時間が45時間を超える職員の割合は約15～20%と少なくない。特に中学校においては、生徒指導に関する保護者対応、部活動指導、各種調査・報告書等の作成などの業務に対する負担感が大きく、教職員の業務の適正化及び教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが喫緊の課題となっている。

2 計画の期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

なお、情勢の変化に応じ、毎年度末に中間見直しを実施し、必要に応じて計画の修正を行うものとする。

3 目標

超過勤務を解消し、健康を確保することで、教職員が本来の職務である「教育に注力できる環境」を創り上げることを目指す。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

目標項目	現状値 R7.3.31 現在	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度 目標値(KPI)
1年間における月 45 時間を上回る職員の割合を 0%にする【教育指導課】	31.47% 小26.52% 中36.42%	21.0%	11.0%	0%
年間における月平均時間外在校等時間を 30 時間以内、年間 360 時間以内にする【教育指導課】	月 45 時間 年間 540 時間	月 40 時間 年間 480 時間	月 35 時間 年間 420 時間	月 30 時間以内 年間 360 時間以内

(2) ワーク・ライフ・バランス、働きがい等に関する目標

目標項目	現状値 R8.2.6 現在	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度 目標値(KPI)
子どもと向き合う時間が確保できていると感じている教職員の割合を 75%以上にする	58.78%	65.0%	70.0%	75.0%
仕事と生活の調和がとれていると回答した教職員の割合を 60%以上にする	44.44%	50.0%	55.0%	60.0%

4 業務量管理・健康確保措置の対象者並びに内容

本計画の対象職員は、守谷市立学校(小学校、中学校等)に勤務する教職員(校長、副校長、教頭、教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、講師等を含む)とする。

(1) 業務量管理に関する措置

① 勤務時間の上限設定と客観的な把握

ア 勤務時間の上限設定の徹底

時間外勤務の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、超過勤務の常態化を解消する。時間外勤務の上限を超える場合、学校から教育委員会への事前報告と事後措置を義務付ける【教育指導課】。

イ 勤務時間の客観的な把握

全ての職員について、勤怠管理システム等の客観的な方法により勤務時間を記録・集計し、管理職はこれを基に勤務実態を把握する【教育指導課】。

ウ その他

勤務時間外の電話については、音声案内を活用する【学校教育課】。

② 業務の精選・削減(「業務の 3 分類」に基づく具体的措置)

教育委員会と学校が連携し、「業務の 3 分類」を踏まえた抜本的な業務の見直しを推進する。

A 学校以外が担うべき業務

項 目	具体的な措置 【所管部署】
登下校時の通学路における日常的な見守り活動	① 保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する【学校教育課】。 ② 児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する【教育指導課】。
放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	③ 放課後から夜間における見回りについては、警察による見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない【教育指導課】。 ④ 補導された児童生徒の引取については、保護者が第一義的な責任を負うことについて関係者間で認識を共有する【教育指導課】。

学校徴収金の徴収・管理	⑤ 学校徴収金(給食費除く)の徴収・管理は、公会計化し教育委員会が徴収・管理を行う【学校教育課】。
地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	⑥ 地域学校協働活動推進員などが中心となつて行うものとし、教職員間の適切な役割分担を行う【生涯学習課】。
保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が困難な事案への対応	⑦ 保護者に対して、相談窓口の周知徹底を図るとともに、法的な側面から指導・助言を行い、学校の問題解決を支援する専門家(スクールロイヤー)を活用する【学校教育課】。

B 教師以外が積極的に参画すべき業務

項 目	具体的な措置【所管部署】
調査・統計等への回答	⑧ 教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等について、内容を精査し、調査方法の簡素化や合理化を図る。また、校務支援システムの機能を最大限に活用し、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する【学校教育課・教育指導課】。
学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	⑨ 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等も積極的に参画しつつ、必要に応じてスクールサポートスタッフや ICT 支援員なども活用する【教育指導課】。
ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	⑩ 教育委員会と連携し、GIGAスクール運営支援センター、ICT 支援員が主体となつて行う【教育指導課】。

学校施設・設備等の管理	⑪ 民間プール施設を活用し、かつプール授業を業務委託することで教職員のプール管理・授業に係る負担を減らす。また、校内の地域開放施設（コミュニティースペース）の管理業務については、事務手続等の電子化をさらに推進し、負担軽減を促進する【学校教育課】。
校舎等の開錠・施錠	⑫ 職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。【教育指導課】
児童生徒の休み時間における安全への配慮	⑬ 休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番制等による負担軽減を促進する。【教育指導課】
校内清掃	⑭ 学級担任等は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。【教育指導課】
部活動（段階的な地域移行）	⑮ 土日を含む部活動において、部活動指導員や地域の多様な人材を活用するなど地域連携・地域展開を推進する【生涯学習課】。

C 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

項目	具体的な措置【所管部署】
授業準備・採点作業・成績処理	⑯ 授業準備や採点作業等を補助する

	スクールサポートスタッフを積極的に配置するとともに、校務支援システムの機能や採点ソフト等を活用し、事務負担を軽減する【教育指導課】。
学校行事の準備・運営	⑰ 学校行事については、教育的な意義や働き方改革の視点から精選・効率化のための見直しを行うとともに、教師と事務職員及び支援スタッフとの協働を促進し、必要に応じ、業務委託を検討する【学校教育課・教育指導課】。
支援が必要な児童生徒・家庭への対応	⑱ スクールカウンセラー(県)、スクールソーシャルワーカー(市)、医療的ケア看護職員(市)、介助補助員(市)等の人材と教師の協働を促進する。不登校児童生徒への対応については、総合教育支援センターの機能強化を促進する【教育指導課】。
給食の時間における対応	⑲ 給食時の児童生徒の見守りについては、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する【教育指導課】。
部活動(休養日の設定と指導時間の上限設定)	⑳ 平日、土日それぞれ1日以上の「部活動休養日」を全校で統一して設定し、遵守させる。指導時間を原則として平日2時間以内、休日3時間以内とするガイドラインに基づき、超過する場合は校長が是正指導を行う【教育指導課】。

(2) 学校における措置の推進

- ① 学校が定める学校経営方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に係る内容を盛り込むとともに、管理職の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、時間外勤務等の削減や年次有給休暇の取得促進に関する目標を積極的に設定する。
- ② 管理職は、職員会議や打ち合わせ、働き方改革に関する学校の目標を所属職員と共有するとともに、教職員一人ひとりがワークライフバランスを意識し、主体的に業務改善に取り組めるよう働きかける。
- ③ 業務量管理・健康確保措置を盛り込んだ学校経営方針に基づいて、学校経営計画・学校評価報告書を作成し、学校運営協議会から評価を受けることとする。
- ④ 教職員の健康増進を図るため、提示退校日や最終退校時間の設定など、各学校の実情に応じた教職員の時間外勤務等の縮減に向けた取り組みを進める。
- ⑤ 管理職は、特定の教職員が負担過重とならないよう、適切な分掌組織体制と支援体制を構築する。
- ⑥ 管理職は、学校の教育活動を支援するボランティア等の外部人材を積極的に活用する。
- ⑦ 校務 DX チェックリストに基づいた自己点検の達成状況を目標に掲げ、校務の効率化を図る。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

① 医師による面接指導【学校教育課】

1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教職員に、速やかに医師による面接指導を実施する。

② 勤務間インターバルの確保【教育指導課】

終業から始業までに、11 時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に全校で取り組む。

③ 年次有給休暇の取得促進【教育指導課】

全職員に対し、土日・祝日と合わせた年次有給休暇の計画的取得及び各校に対して、まとまった日数を連続して取得するよう促す。

④ 定時退校日・一斉閉校期間の設定【教育指導課】

令和 8 年度中に、学校における定時退校日を月 4 回以上、また最終退校時間を設定するよう促す。

従来どおり、長期休業等の期間中に 5 日間の一斉閉校期間の設定を行う。

⑤ メンタルヘルス対策の充実【学校教育課】

50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、集団分析の結果を活用して職場環境の改善を推進する。心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必

要に応じて健康管理医等による助言・指導を促す。

⑥ 柔軟な働き方の推進【学校教育課】

早出遅出勤務などに対応する環境整備については、令和 8 年度中に検討する。

⑦ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアルを作成し、教職員が安心して働ける環境を整備する【学校教育課】。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 推進体制と役割分担

① 教育委員会

計画全体の推進と進捗状況の管理を行う守谷市立学校働き方改革推進会議(仮称)を設置し、定期的に進捗を確認する。

② 学校(管理職)

校長は本計画に基づき「学校運営改善計画」を策定し、教職員への周知と徹底、勤務時間管理の責任を負う。校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(2) 評価・検証・指導

① 取組状況の公表

市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例教育委員会及び総合教育委員会において報告し、守谷市ホームページで公表する。

② 目標達成状況の把握

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システム等で把握する【教育指導課】。

③ 個別支援・指導の実施

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する【学校教育課・教育指導課】。

(3) 保護者・地域との連携強化

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について積極的な協力を得られるよう促す【学校教育課】。

01 確かな学力の育成



1 「守谷型ラーニングスタイル」

- 「生成AI」×「探究的な学び」＝「深い学び」 NEW
- メタバース空間でのバーチャル職場体験(中学校) NEW
- ブラッシュアップ研修の充実[自律した学習者の育成]
- 大学連携 学習者用デジタル教科書活用実証研究(全校) 指定校:郷州小学校、御所ヶ丘中学校

2 グローバル・英語教育

- 「オンライン英会話(小5～中3対象)」の実施、「英会話型AIアプリ」の実証研究(中学校)
- 英語を楽しむイベント(ライオンズクラブ杯、ALTと学ぼう、イングリッシュ・フェスティバル)の開催
- 文部科学省 教育課程実践検証協力校事業(外国語) 指定校:守谷中学校

3 情報教育

- 「生成AI」×「情報活用能力育成プログラム」＝「デジタル・シティズンシップ教育」の推進
- 多様なプログラミングツールを活用したプログラミング教育の推進
- 守谷独自の情報活用能力アセスメント問題を活用した情報活用能力の育成

4 特別支援教育

- 「読み書き」の苦手さに気づき、寄り添うための「読み書きスクリーニング(小1・中2)」の実施
- 特別支援教育ソフトによる多面的なアセスメントと教材の活用
- 適切な学びの場の検討を充実させるための特別支援学校による巡回相談の推進

5 学びのサポート

- 小学校教科担任教職員(理科・音楽科・図画工作科)による専門性を生かした授業 ★
- 小学校学習支援ティーチャーによるきめ細やかな学習および生活支援 ★
- 検定助成の強化(英検以外にも対象を拡大) NEW
- サタデー学習支援教室(小4～6年対象)による学びの場の提供
- 図書検索ツール「ポケット図書館」から守谷市「デジタル図書館」にアクセス可能【中央図書館】 NEW



03 健康と体力を育む教育の推進



1 身体づくり

- 昼休みの体力づくり「遊ゆうタイム」の実施
- 「体力アップ推進プラン」による1校1プランの実施
- ヤクルト選手による「投力アップ」事業(小学校)
- 「アーリーデー」「シーズン制」による中学校部活動時間の確保

2 健康教育

- 給食センター職員や栄養教諭と連携した食育推進【学校給食センター】
- 「歯の健康」推進
- 「薬物乱用防止教室」「性教育」「がん教育」「生活習慣病予防教育」等の実施



02 豊かな心を育む教育の推進



1 「いじめ・不登校ゼロパック+ (プラス)」

- 専門家の助言を生かした「いじめ防止プログラム」の自校化
- 安心・安全な学校、学級づくりを目指す中学校区「きらめきフォーラム」
- 「守谷型いじめ・不登校フローチャート」を活用した組織対応 NEW
- 「校内フリースペース」と「フリースペース支援員」による心の居場所づくり
- 学びの機会を広げるサイト「みんなの学びサポート広場」の活用

2 「市総合教育支援センター」との連携

- フリースペース「はばたき」との連携、相談員による教育相談体制の充実
- 市スクールソーシャルワーカー(各中学校区1名)による家庭訪問・関係機関との連携強化
- 教育と福祉の連携によるサポート体制の強化【こども未来部】

3 「学びの多様化学校(中学校・分校)」設立プロジェクト (R10年度開校予定) NEW

- 「誰一人取り残さず、可能性を広げる学校」の設立準備
- 一人一人が自らの学びを選択・決定する特別なプログラム
- 茨城県 特色のある学校づくり推進事業(学びの多様化学校・本校) 指定校:けやき台中学校



04 地域とともにある学校づくり



1 学校と市・企業との連携

- 「未来のもりやミーティング(市長・教育長との対話)」
- 企業協賛「教職員表彰」
- 「部活動地域展開」推進【生涯学習課】 ★
- 「アーカスプロジェクト」アートとの融合:高野小学校 NEW
- 「早朝の子どもの居場所づくり事業」開始:黒内小学校 NEW
- 「放課後チャレンジ教室(専門的な学び)」開始:御所ヶ丘小学校、郷州小学校 NEW
- 外部企業との学習支援連携 NEW

2 地域連携と働き方改革

- コミュニティ・スクールを活用した地域参画の推進
- 「交通安全教育」「防災教育」の推進
- 地域人材「コミュニティ・スクールボランティア」活用 ★
- 電話対応効率化のための録音機能導入【学校教育課】 NEW
- 「カスタマー・ハラスメント対応指針」策定 NEW
- デジタル採点システムの導入(中学校) ★ NEW
- 学校DX推進アドバイザー活用 NEW



教育委員会事務局の執務室及び総合教育支援センターの移転について

令和8年1月27日開催の政策経営会議において、松ヶ丘六丁目の旧アジュール施設内に、教育委員会事務局の執務室及び総合教育支援センターが移転する方針が決定しました。これにより、現在教育委員会が抱える執務環境の課題（＊）が解消されることになります。

＊本庁舎C棟2階（教育委員会事務局の執務室）の狭隘化

○限られた執務スペースに多くの職員は執務しており、執務環境として望ましくない。

○執務スペースに余裕がなく、柔軟な組織再編や職員の増員に対応できない。

○会議室、打ち合わせスペースが不足しており、効率的でない。

○一部の部署において執務場所が分離しており、効率的な事務執行、コミュニケーションに支障がある。

1 移転の時期

令和9年4月以降

2 移転等する部署

- （１）学校教育課、教育指導課、生涯学習課（本庁舎2階から）
- （２）総合教育支援センター（学びの里から）
- （３）一般社団法人守谷市スポーツ協会（本庁舎2階から）
- （４）学びの多様化学校（分校・新設）

3 場所

松ヶ丘六丁目旧アジュール施設1階部分の一部

＊使用面積 執務室 1,151 m² 教育施設 944 m² 計 2,095 m²

4 実施設計・改修工事（企画課で令和8年度当初予算に計上）

- （１）工事期間 令和8年度～9年度
- （２）工事費 1,373,860 千円（継続費 R8 564,445 千円、R9 809,415 千円）

5 移転後の取組み

- （１）市民サービスの向上を意識した取り組み
 - ア 就学校変更や児童クラブ利用の申し込みなどの各種手続については、オンラインによる申請を可能とし、市民サービスの向上に努める。
 - イ 不登校などの相談者が増加しているため、相談者窓口の拡張により、相談環境の充実を図る。
- （２）部署間連携を意識した取り組み
 - 業務関連のある部署（総合教育支援センターと教育指導課など）が同じスペースで事務執行するので、連携がとりやすくなり、意思決定の迅速化や業務の効率化、更には組織力の向上が期待できる。
- （３）働き方改革を意識した取り組み
 - 職員が本庁舎から離れて執務することになるため、会議等に参加する際の移動による時間のロスを抑えるため、オンラインでも参加可能な環境を整備するなど、デジタル技術を活用し、効率的な執務環境となるよう努める。

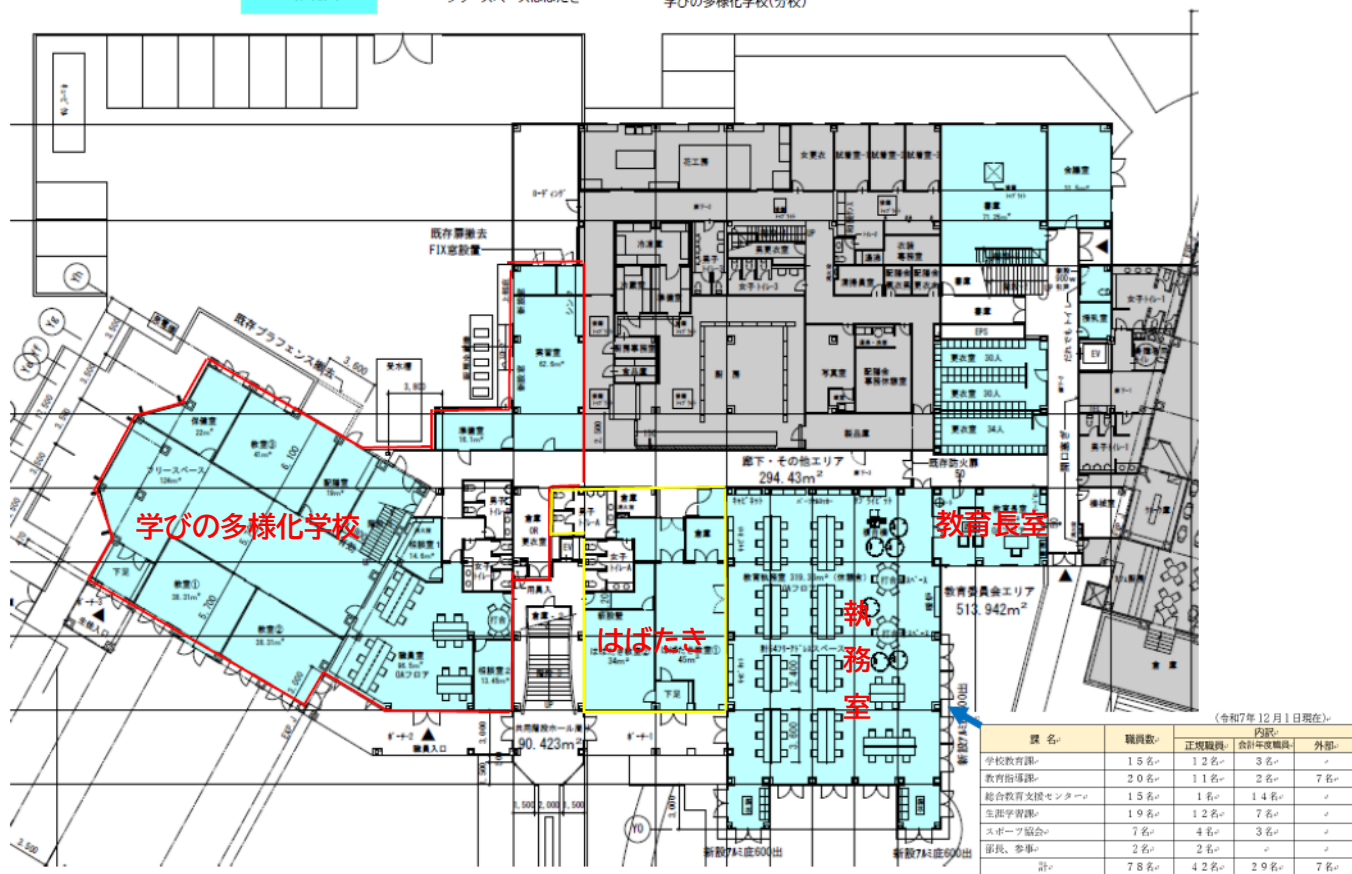
6 今後のスケジュール

- （１）令和8年3月定例月議会 改修工事費等を令和8年度当初予算に計上
- （２）令和8年度～令和9年度 実施設計及び改修工事
- （３）令和9年4月以降 教育委員会及びスポーツ協会事務室【移転】
- （４）令和10年4月 学びの多様化学校【分校・開校】

6 見取り図案(1階部分)

—— フリースペースはばたき

—— 学びの多様化学校(分校)



6 見取り図案(2階部分)

